

第4期

富良野市地域福祉計画

(令和8年度～令和12年度)



～つながり 支え合い
共に生きるまち 富らの～



令和8年3月
富良野市

表紙イラスト提供 なんふう 様

富良野市在住のイラストレーターとして活躍され、主にメンタルヘルスや北海道の動物をテーマにした作品を制作されています。本冊子の表紙イラストをご提供いただきました。

はじめに

令和8年3月

富良野市長

【目次】

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景.....	1
第2節	社会福祉法の一部改正.....	2
第3節	計画の性質と位置づけ.....	3
	(1) 計画の性質.....	3
	(2) 地域福祉の概念.....	4
	(3) 計画の位置づけ.....	6
第4節	計画期間.....	8
第5節	計画の策定体制と方法.....	8
	(1) 富良野市地域福祉計画市民委員会による検討.....	8
	(2) アンケート調査の実施.....	8
	(3) パブリックコメントの実施.....	8
第2章	富良野市の現状	9
第1節	富良野市の概要.....	9
	(1) 人口の現況.....	9
	(2) 世帯数の推移.....	10
第2節	地域福祉の現状.....	11
	(1) 支援を必要とする人の現状.....	11
	(2) 地域福祉を支える人の現状.....	18
	(3) 市民アンケート調査の結果.....	20
	(4) 関係団体等アンケート調査の結果.....	38
第3章	第3期計画の振り返り	41
第1節	基本目標1 地域福祉の担い手の育成・住民参画の促進.....	41
第2節	基本目標2 住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる体制づくり.....	41
第3節	基本目標3 安心して住み続けられる快適なまちづくり.....	42
第4節	基本目標4 地域福祉を支える市の体制強化.....	42
第4章	地域福祉の主要課題	43

第1節 計画の課題	43
(1) お互いに支え合う仕組みづくりの必要性の高まり.....	43
(2) 相談支援体制の必要性の高まり.....	43
(3) 安全・安心に暮らせる地域づくりの必要性の高まり.....	44
(4) 住み慣れた地域で自分らしく暮らせる環境づくりの必要性の高まり.....	44
第2節 福祉に関して共通して取り組むべき事項等	45
(1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき項目と方針.....	45
(2) 包括的な支援体制の整備.....	51
第5章 地域福祉計画の施策体系	52
第1節 計画の基本理念	52
第2節 施策体系	53
第6章 施策の展開	54
基本目標1：支え合いの仕組みづくり	54
(1) 住民同士の交流と社会参加の促進.....	54
(2) 福祉教育の推進.....	55
(3) ボランティア団体等の養成.....	57
(4) 生活支援の推進.....	58
基本目標2：地域福祉を支える支援体制の充実	60
(1) 住民への福祉情報の提供.....	60
(2) 福祉団体等とのネットワーク強化.....	62
(3) 相談支援体制の充実.....	63
(4) 権利擁護施策の充実.....	64
基本目標3：安全・安心に暮らせる地域の土台づくり	67
(1) バリアフリーのまちづくりの推進.....	67
(2) 地域防犯・交通安全対策の強化.....	69
(3) 再犯防止に向けた地域づくりの推進.....	70
(4) 災害対策の充実.....	71
基本目標4：自分らしく健やかに暮らせる地域づくり	73
(1) 福祉サービスの充実.....	74
(2) 子育て支援の充実.....	75
(3) 健康増進と自殺対策の強化.....	79
(4) 社会的支援を必要とする人へのケアの充実.....	81
第7章 地域福祉の推進にあたって	83

第1節 計画の推進体制の強化・充実	83
(1) 社会福祉協議会との連携の強化.....	83
(2) 民生委員・児童委員等との連携強化.....	83
(3) 更生保護団体との連携強化.....	83
(4) 町内会との連携強化.....	83
(5) 団体・事業者等との連携強化.....	84
(6) 国・北海道、専門分野の関係機関との連携強化.....	84
(7) 保育所、認定こども園、学校との連携強化.....	84
第2節 市民・地域の役割	84
第3節 計画の点検及び評価体制	86
第4節 計画の周知	86
第8章 富良野市成年後見制度利用促進基本計画	87
第1節 計画の概要	87
(1) 計画策定の背景と趣旨.....	87
(2) 成年後見制度について.....	88
(3) 計画の位置づけ（計画の法的根拠）.....	89
(4) 計画の期間.....	89
第2節 富良野市における現状と課題	89
(1) 成年後見制度の利用状況.....	89
(2) 成年後見制度に関する富良野市の取り組み.....	91
(3) 権利擁護センターの利用状況.....	91
(4) 成年後見制度における課題.....	92
第3節 基本理念と基本的な考え方	93
(1) 基本理念.....	93
(2) 基本方針.....	93
第4節 具体的な施策・事業	94
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築.....	94
(2) 富良野市権利擁護センターの機能強化.....	97
(3) 成年後見制度の利用支援.....	97
第5節 計画の評価と進行管理	97
(1) 計画の推進体制.....	97
(2) 計画の点検と評価.....	98
資料編	99
富良野市地域福祉計画策定委員会名簿.....	99
策定の経緯.....	99

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

わが国においては、急速な少子高齢化の進行や生活様式の変化などを要因として、ひとり暮らし高齢者の増加や若年層の社会的孤立などが顕在化するようになってきました。加えて、定年延長や経済格差の拡大等により、地域活動に参加する担い手の確保が難しくなっており、地域コミュニティの希薄化が進行する中で、虐待や孤独死、消費者被害や生活困窮、子どもの貧困、ヤングケアラーなどといった様々な社会課題や生活課題が取り上げられるようになりました。

こうした課題は多様化・複雑化しており、生活困窮者自立支援制度¹や介護保険制度などの公的な福祉サービスだけでは解決が難しく、また、解決のために必要なサービスを当事者が知らない、利用しないなどといったケースも見られ、制度の枠を超えた支援が今まで以上に重要となっています。

近年においては、各地で地震や集中豪雨等の大規模な自然災害が多発しており、普段の暮らしの中でも他人を思いやり、地域における人と人とのつながりを大切にする社会を構築し、誰もが安心して暮らしていくことのできる富良野市（以下「本市」という。）の実現を図っていく重要性が高まっています。

本市では、これまでも分野別の福祉施策を関係課、関係機関等と連携し、各種地域福祉施策の推進に努めてきました。

現在、本市では高齢になっても誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するための一体的な支援の仕組みである「地域包括ケアシステム²」の深化・推進に取り組んでいます。「地域包括ケアシステム」の深化・推進には、個別支援の充実とこれを支える地域づくりを同時に進めることが求められ、多様な担い手による多様なサービスが提供されるための体制づくりが必要です。本市に暮らす住民と地域の様々な団体、事業者、行政等が協力し、地域で支える「地域包括ケアシステム」を深化・推進するとともに、地域づくりの活動を一体的に推進し、課題を解決していく「地域福祉」の活動を引き続き進めていく必要があります。

また、厚生労働省が提唱する「『我が事・丸ごと』地域共生社会³」を実現するためには、地域に暮らす人々が状況に応じて「支えられる側」、「支え

¹ 生活保護に至っていない生活困窮者に対し、「第2のセーフティーネット」として、包括的な支援を行い、自立の促進を図る制度。

² 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように整備された地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

³ 公的な福祉サービスに頼るのではなく、地域に暮らす人たちが共に支え合い、課題を解決していく地域社会のこと。地域への関心を高めた住民と縦割りをなくした行政が一緒になって地域で孤立した人たちを支えていくことが求められる。

る側」の両方となり、相互に助け合うことのできるまちをつくっていく必要があります。

本市を取り巻く現状を踏まえつつ、「福祉のまちづくり」を一層進めていくため、「第4期富良野市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 社会福祉法の一部改正

平成29年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、社会福祉法の一部改正が行われました。これにより、市町村においては、包括的な支援体制の整備（第106条の3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされています。

また、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務となりました。

これらの法改正を受けて、地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が掲げられています。加えて、包括的な支援体制の整備に関する事項として、以下のような内容が示されています。

- 住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- 『住民に身近な圏域』において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築
- 市町村における包括的な相談支援体制の構築

これらの方針は、地域共生社会の実現を目指す上で、重要な柱となっています。さらに、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、法改正が行われました。

この改正では、市町村の包括的な支援体制の構築の支援をはじめ、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進が盛り込まれました。また、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設なども含まれています。

これらの内容を反映した改正法は所要の措置を講ずるべく、令和3年4月に施行されました。

第3節 計画の性質と位置づけ

(1) 計画の性質

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。

本文中の年次表記及び年度表記については、全て和暦で統一しています。ただし、一部の表記については、社会事象の名称や説明として公的に使用されるものがあるため、その限りではありません。また、「障害」の表記については、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、可能な限り「害」の字を「がい」とひらがなで表記することとしています。ただし、法律の名称やサービスの名称、診断名称などについては、これまでどおりの表記を使っています。

□社会福祉法（抜粋）□

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 地域福祉の概念

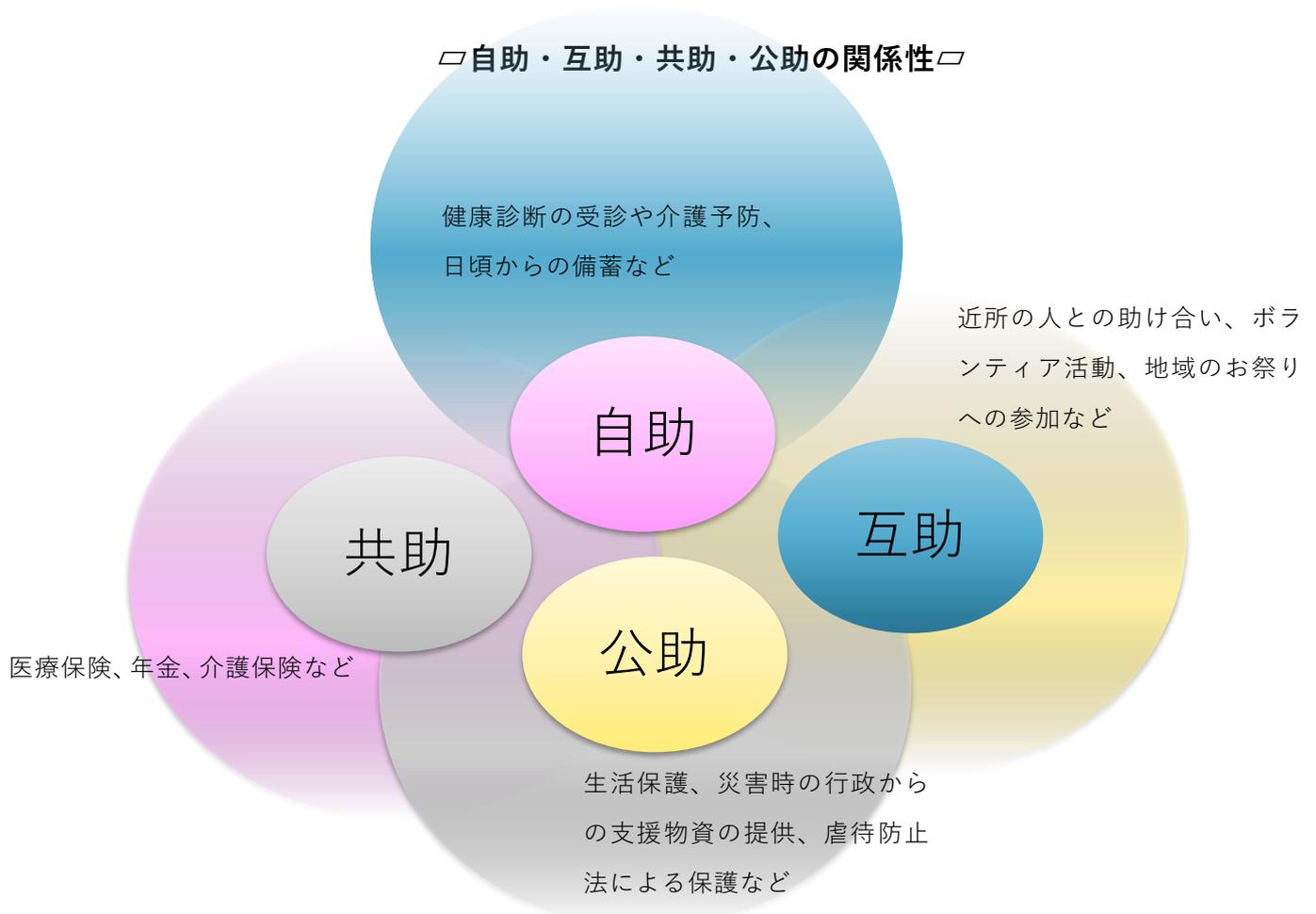
地域福祉とは

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方を指します。

少子高齢化や核家族化、就業形態の変化など、社会情勢が変化していく中で、普段の暮らしの中で不安や困りごとを抱える人がいることが明らかになってきています。こうした生活課題は、家庭や地域のつながりの希薄化が進み、既存の行政や民間のサービスだけでは対応が難しいことが多くなっています。

全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、法律や制度による公的なサービスだけではなく、地域に暮らす人々が相互に助け合う関係性を構築し、地域に関わる全ての人々が行政や専門機関と協働し、支援を必要としている人を支えていく地域福祉の新たな仕組みづくりが重要となっています。

□ 自助・互助・共助・公助の関係性 □



区分	概要
自助 (自分自身でできること)	役割：個人の努力で生活し、安全に過ごせるようにすること。 特徴：4つの「助け」の中で、最も優先されるべきものであり、地域や社会を支える基盤となる。
互助 (身近な人との助け合い)	役割：家族、友人、地域住民など、個人的な関係を持つ人同士が、自発的に支え合うこと。 特徴：費用負担が制度に裏付けられていない、自発的な支え合い。
共助 (制度化された支え合い)	役割：社会保険制度など、あらかじめ費用を負担し、制度によって相互に助け合うこと。 特徴：リスクを共有する仲間（被保険者）の負担で成り立つ、費用負担が制度化された支え合い。
公助 (公的な支援)	役割：自助・互助・共助では対応できない問題に対して、最終的に公的機関が税金で支援すること。 特徴：最も強力なセーフティーネットであり、最後の砦として機能する。



連携の重要性

これら4つの「助」が連携・協力することで、
地域全体で多様な課題に対応できる強い社会が築かれる

(3) 計画の位置づけ

本計画は富良野市総合計画を上位計画とする計画であり、福祉分野における部門別計画の上位計画として位置づけられるものです。福祉（子ども・子育て、高齢者福祉、障がい者福祉等）に関する既存の計画における基本的な考え方や理念等を相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向性を明らかにしています。

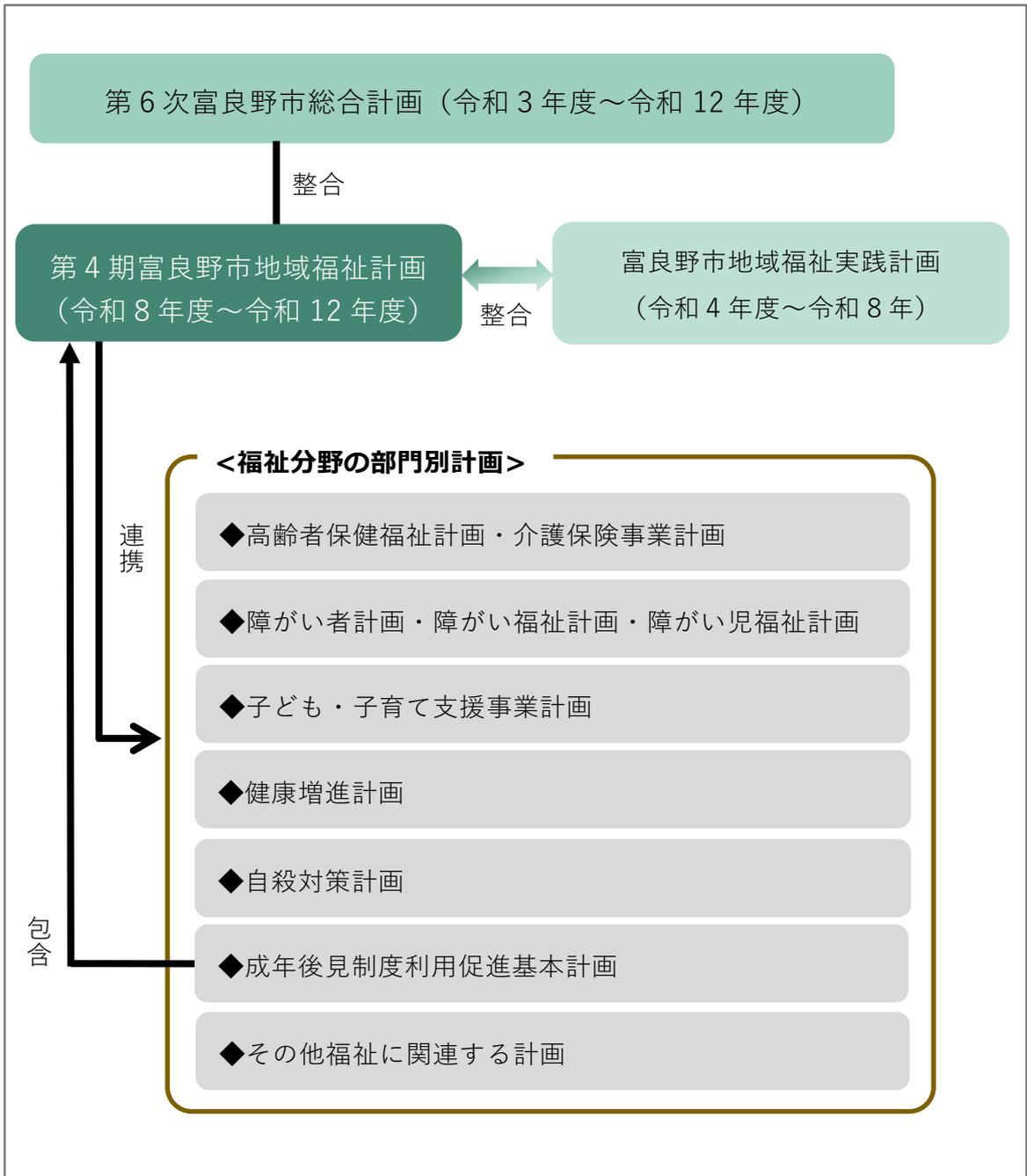
また、本計画は「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」の内容を含みます。

さらに犯罪の再犯を防止し、地域社会への円滑な復帰を支援するための「再犯防止推進計画」に関する施策も本計画に位置づけています。保護司⁴や更生保護関係団体との連携を通じて、複合的な支援体制の構築を目指します。

なお、富良野市社会福祉協議会が策定する「富良野市地域福祉実践計画」は、地域住民と社会福祉の活動及び事業の推進を目的とする団体等とともに、地域福祉の推進に取り組むための活動計画です。社会福祉協議会が、地域福祉推進の中心的な役割・機能を果たしていくために、地域を支える各種団体と協働しつつ、これからの福祉のまちづくりに向けた具体的な活動を明確にするものです。

⁴ 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアのこと。

□計画の位置づけ□



第4節 計画期間

今回策定する本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて随時見直しを行うものとします。

□計画期間□

年度	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
計画	第4期富良野市地域福祉計画									
						(次期) 富良野市地域福祉計画				

第5節 計画の策定体制と方法

(1) 富良野市地域福祉計画市民委員会による検討

本計画は、本市行政組織の幅広い部門に関連するため、有識者、社会福祉団体等の代表、関係行政機関の職員等から構成される「富良野市地域福祉計画市民委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について協議するとともに、その提言を計画に反映させています。

(2) アンケート調査の実施

地域福祉に関する課題や市民のニーズを把握するため、一般市民を対象に「富良野市地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、福祉団体等を対象とする「富良野市地域福祉計画策定のためのアンケート」をそれぞれ実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画に対する市民の意見を把握するため、パブリックコメント⁵を実施しました。

⁵ 市が重要な計画などを策定・変更する際、事前にその案を公表し、広く市民等から意見を募集する制度。

第2章 富良野市の現状

第1節 富良野市の概要

(1) 人口の現況

住民基本台帳による人口の推移をみると、総人口は減少傾向が続いており、令和7年は19,290人となっています。

年齢3区分別人口でも、3区分ともに減少傾向にあり、特に年少人口の減少が顕著になっています。

年齢3区分別人口の構成比をみると、年少人口比率は減少傾向、高齢者人口比率は増加傾向で推移しています。生産年齢人口比率は僅かながら減少傾向で推移しています。

□総人口と年齢3区分別人口の推移□

単位：人、%

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
年少人口	人口	2,247	2,177	2,109	2,012	1,929	1,831
	(構成比)	10.6	10.5	10.4	10.1	9.8	9.5
生産年齢人口	人口	11,862	11,499	11,172	10,891	10,760	10,538
	(構成比)	55.9	55.3	55.1	54.7	54.8	54.6
高齢者人口	人口	7,121	7,120	7,075	7,020	6,950	6,895
	(構成比)	33.5	34.2	34.9	35.2	35.4	35.7
総人口		21,230	20,796	20,293	19,923	19,639	19,290

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

※「年少人口」は15歳未満人口、「生産年齢人口」は15歳以上65歳未満人口、「高齢者人口」は65歳以上人口を指す。

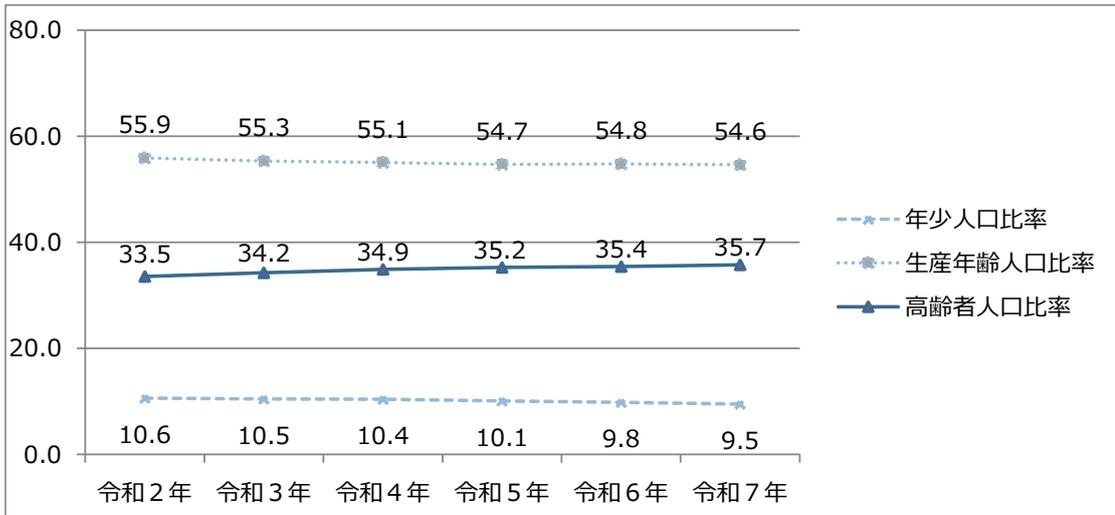
□富良野市の人口の推移□



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

□年齢3区分別人口比率の推移□

単位：％



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

※端数処理のため年齢3区分別人口比率の和は100.0%とならない場合がある。

(2) 世帯数の推移

本市の世帯数は増加した年もありますが減少傾向にあり、令和7年には10,449世帯となっています。

1世帯当たり人員数をみると、令和2年には1.98人でしたが、その後は一貫して減少傾向にあり、令和7年には1.85人と、核家族化の進行がうかがえます。

□世帯数の推移□

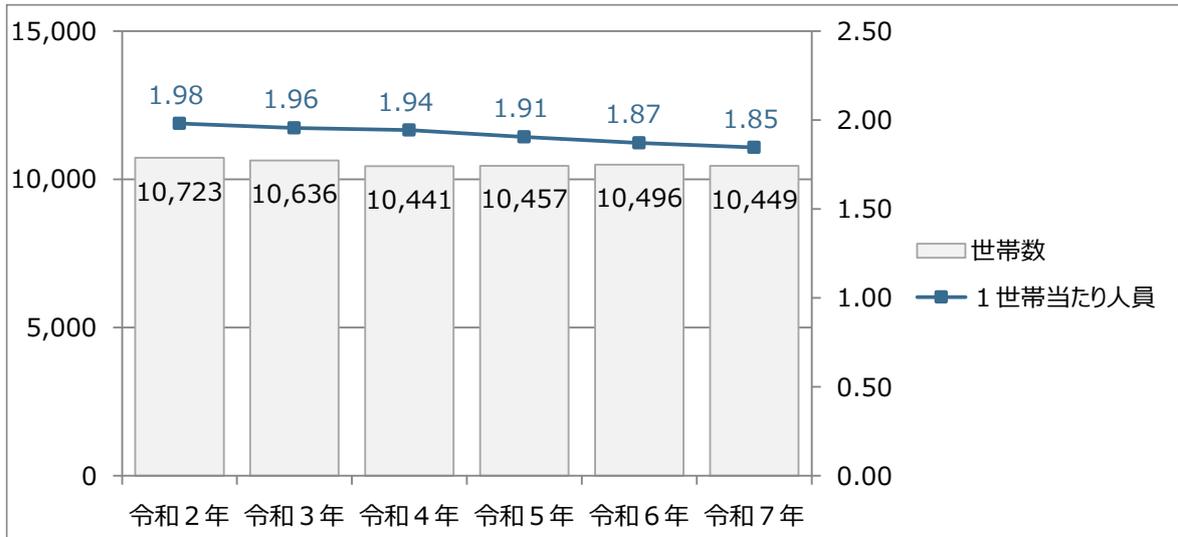
単位：世帯、人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口	21,230	20,796	20,293	19,923	19,639	19,290
世帯数	10,723	10,636	10,441	10,457	10,496	10,449
1世帯当たり人員数	1.98	1.96	1.94	1.91	1.87	1.85

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

□世帯数と平均世帯人員数の推移□

単位：世帯、人



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

第2節 地域福祉の現状

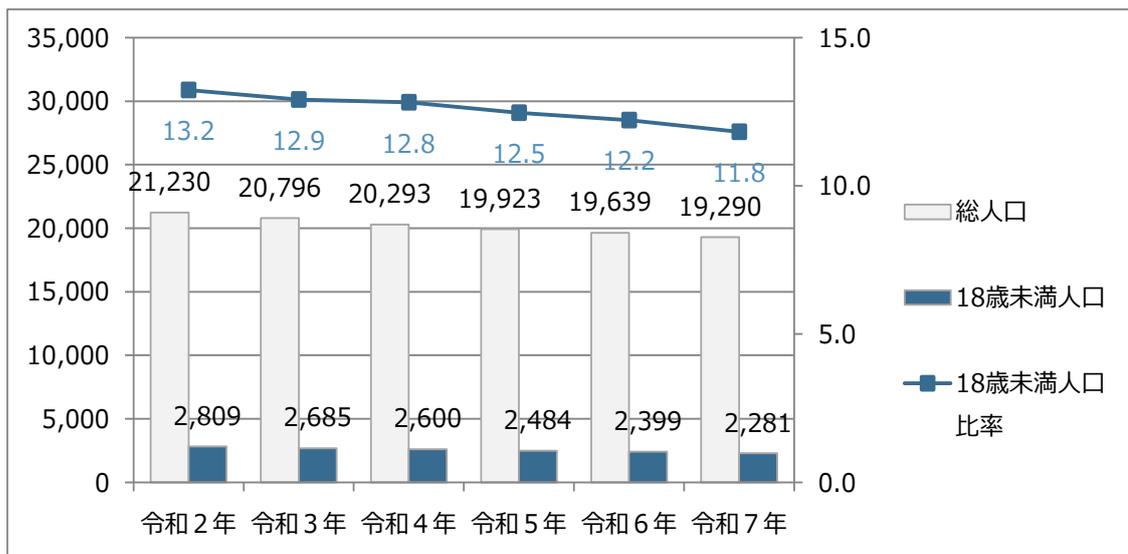
(1) 支援を必要とする人の現状

1. 子ども・子育て世代の状況

本市に居住する18歳未満の人口は令和7年3月31日現在、2,281人となっており、全人口のうち11.8%を占めています。全国的に少子化が進行する中、18歳未満人口、割合ともに減少しています。

□総人口と子ども（18歳未満）人口、子ども人口比率の推移□

単位：人、%



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

地域子育て支援センターの利用状況についてみると、ふれあい広場の利用者数は年々減少傾向にありました。しかし、令和6年度に登録制を廃止し、曜日を限定せずに自由に利用できるようにしたことで、ふれあい広場及び子育てサロンの延利用者数は増加に転じました。

□地域子育て支援センター延利用者数の推移□

単位：人

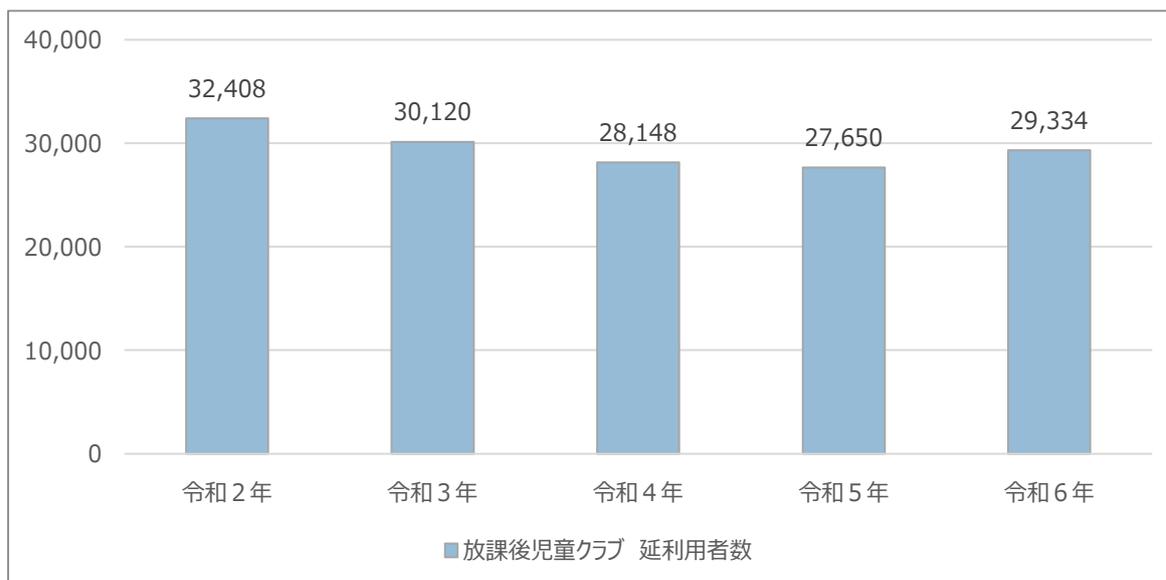
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ひよっこサロン	延 1,093	延 774	延 827	延 1,059	延 381
ふれあい広場	延 1,882	延 1,686	延 1,655	延 1,263	開放日 延 3,538
子育てサロン	延 2,073	延 1,737	延 1,315	延 1,549	延 2,513
子育て講座	(2回) 99	(3回) 22	(2回) 36	(5回) 156	(4回) 70

資料：担当課の実績報告（各年3月31日）

放課後児童クラブの延利用者数は、減少傾向で推移していましたが、令和6年に増加に転じており、29,334人となっています。

□放課後児童クラブ延利用者数の推移□

単位：人



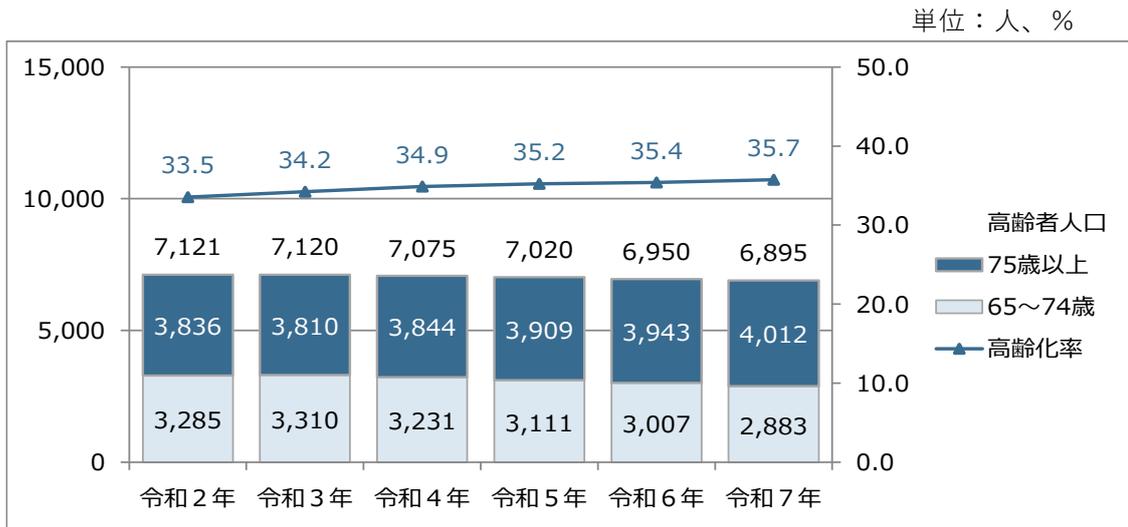
資料：担当課の実績報告（各年3月31日）

2. 高齢者の状況

高齢者数の推移をみると、令和2年以降において減少傾向で推移していますが、高齢化率は緩やかながらも増加を続けており、令和7年には35.7%となっています。

65～74歳の前期高齢者人口は一時増加した年もありますが、減少傾向にある一方で、75歳以上の後期高齢者人口は増加傾向で推移しています。

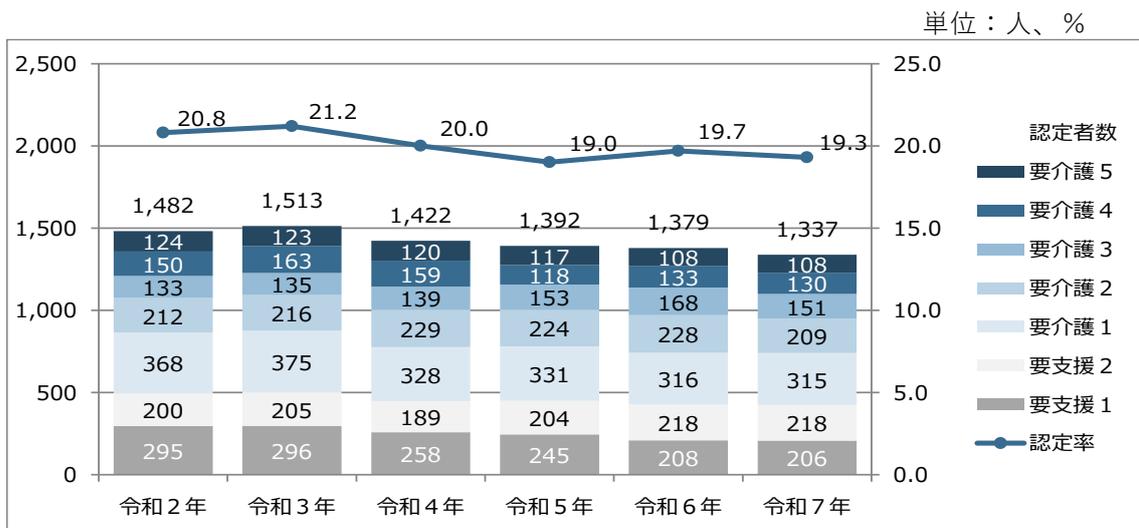
□高齢者人口と高齢化率の推移□



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

要介護認定者数は令和2年の1,482人から令和7年の1,337人へと減少し、認定率も21.2%（令和3年）をピークに、令和7年には19.3%まで低下しています。

□要介護（要支援）認定者数の推移□



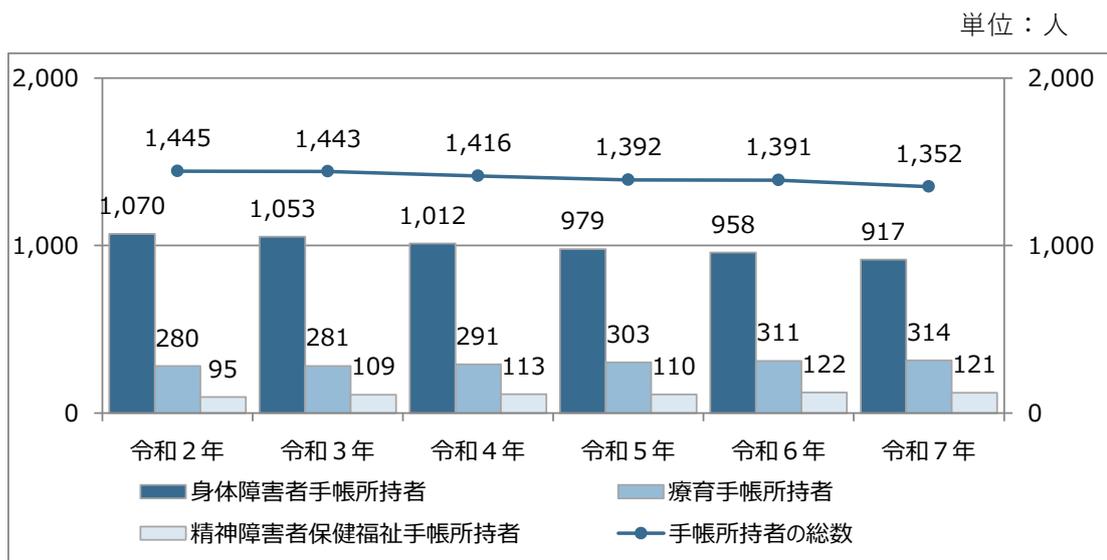
資料：地域包括ケアシステム見える化システム（各年3月31日 令和7年のみ2月末）

3. 障がい者の状況

本市に居住する障害者手帳の所持者数（総数）の推移をみると、総じて減少傾向にあります。療育手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

発達に不安を抱える児童など、手帳を取得していないケースも想定され、実際に何らかのサービスを必要とする人は統計上の手帳所持者数よりも多いと考えられます。

□障害者手帳所持者数の推移□



資料：富良野市障がい者計画（各年3月31日）

身体障害者手帳の所持者のうち、18歳未満の方は全体の約1%にとどまっております。ほとんどが18歳以上の障がい者です。

また、療育手帳や精神保健福祉手帳の所持者については、全体的に増加傾向が見られます。特に65歳以上の増加が顕著となっています。

□障がい者の手帳所持者数の年齢別推移□

単位：人

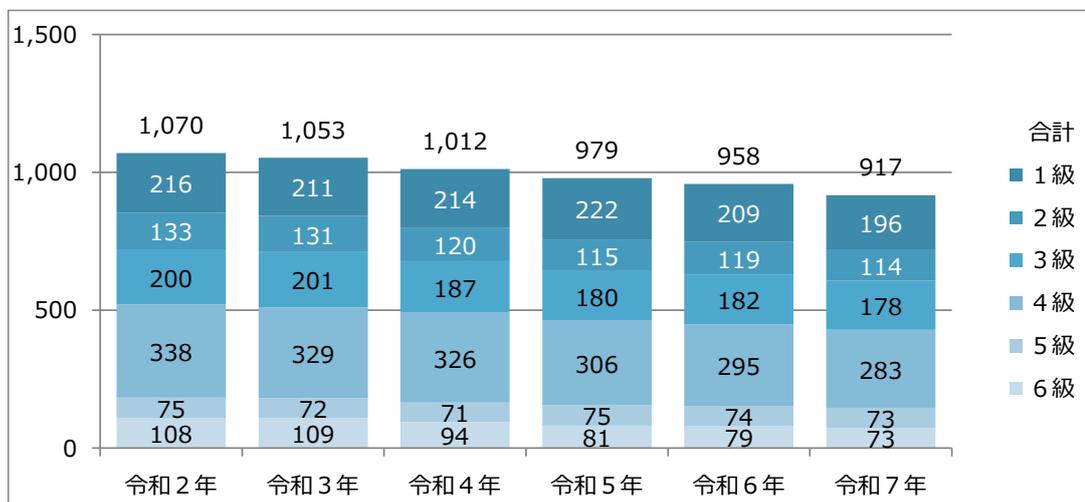
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
身体障害者 手帳所持者	18歳未満	10	9	10	9	7	8
	18～64歳	204	269	253	241	229	226
	65歳以上	856	775	749	729	722	683
	計	1,070	1,053	1,012	979	958	917
療育手帳 所持者	18歳未満	52	52	50	61	62	66
	18～64歳	193	192	200	200	207	201
	65歳以上	35	37	41	42	42	47
	計	280	281	291	303	311	314
精神障害者保健 福祉手帳所持者	18歳未満	1	0	0	0	0	0
	18～64歳	77	85	92	93	99	96
	65歳以上	17	24	21	17	23	25
	計	95	109	113	110	122	121

資料：富良野市障がい者計画（各年3月31日）

身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、「1級」と「2級」とも減少傾向にあります。

□等級別にみた身体障害者手帳所持者数の推移□

単位：人



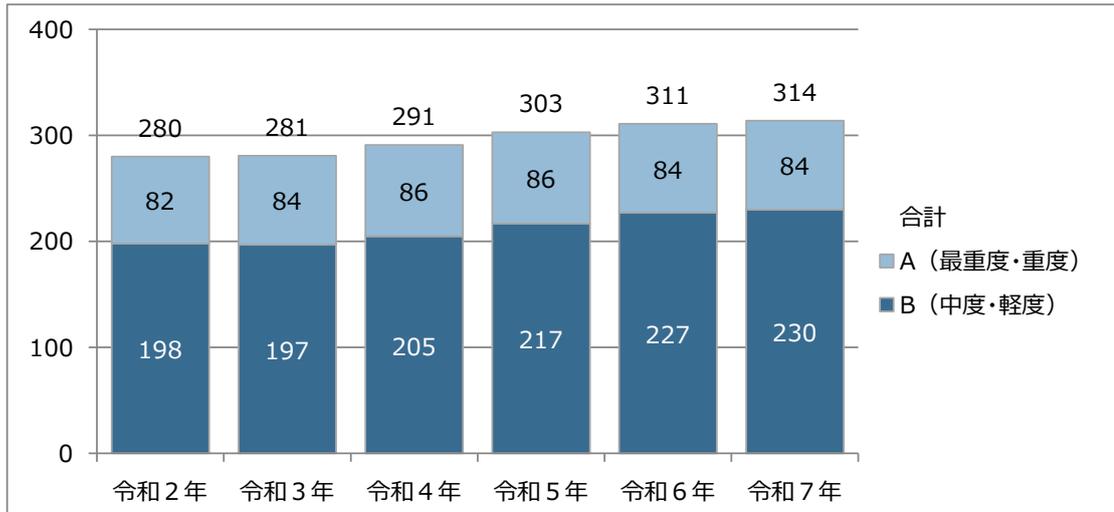
資料：富良野市障がい者計画（各年3月31日）

※等級の値が小さくなるほど、障がいの程度が重度であることを示す。

療育手帳所持者数を等級別にみると、A（最重度・重度）は概ね横ばい、B（中度・軽度）は一時減少した年もありますが、増加傾向にあります。

□等級別にみた療育手帳所持者数の推移□

単位：人

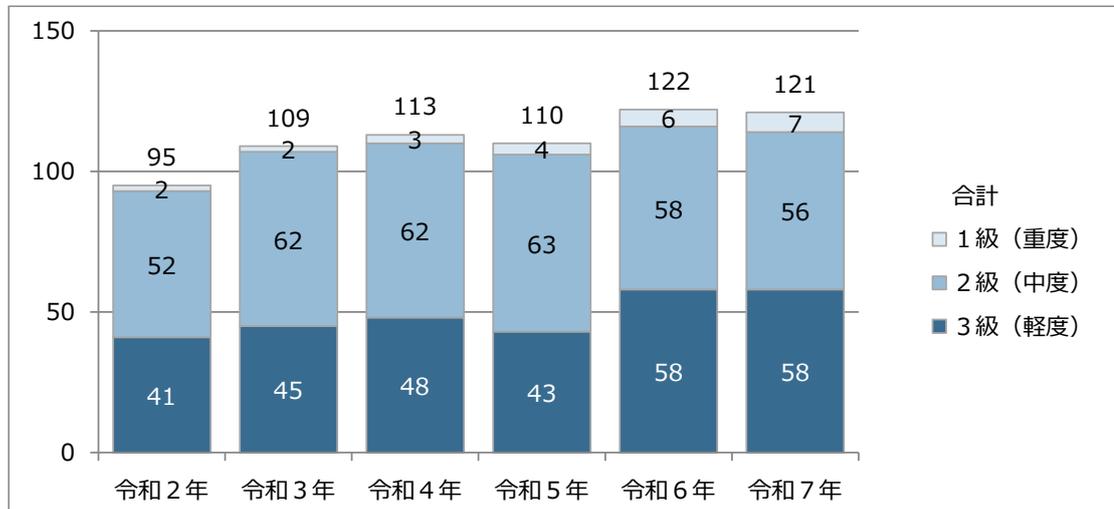


資料：富良野市障がい者計画（各年3月31日）

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、1級（重度）と3級（軽度）は概ね増加傾向にある一方、2級（中度）はそれまでの増加傾向から、令和6年に減少に転じています。

□等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移□

単位：人



資料：富良野市障がい者計画（各年3月31日）

4. その他支援を必要とする人

生活保護世帯数、世帯人員は一時増加した年もありますが、減少傾向で推移しており、令和7年において213世帯、247人となっています。

□生活保護の受給世帯数と世帯に属する人員の推移□

単位：世帯、人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
世帯数	256	236	240	227	225	213
世帯人員	292	277	286	270	261	247

資料：福祉行政報告例（各年3月31日）

本市の自殺者数と自殺死亡率については、以下のようになっています。令和6年には全国や北海道を下回る水準となっています。

□自殺者数と自殺死亡率の推移□

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自殺者数	5	4	2	4	3
自殺死亡率	23.2	19.0	9.7	19.8	15.0

資料：自殺統計（各年12月31日）

（注）自殺死亡率は人口10万人当たりの自殺者数を示す。（参考：厚生労働省／令和6年 全国＝16.4、北海道＝19.2）

(2) 地域福祉を支える人の現状

1. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員数については、欠員のため定数に満たない年もありましたが、令和6年6月には全地域で民生委員が選出されています。

□民生委員・児童委員数の推移□

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
民生委員・児童委員数	54	55	53	53	54	55

資料：民生委員名簿（各年3月31日）

2. ボランティア団体等

ボランティア団体の所属人数の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和6年には232人となっています。

また、個人は僅かながら増加傾向にある一方、登録人数は減少傾向で推移しており、総じてボランティア人材が減少しています。

□ボランティアの推移□

単位：人

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
グループ	所属する人数	369	356	326	288	232
個人		153	54	56	56	58
登録人数の合計		522	410	382	344	290

資料：富良野市社会福祉協議会の実績報告（各年3月31日）

3. 保護司

富良野地区（上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町、占冠村）
全体の定数は50人です。そのうち富良野支部では、現在17人の保護司が委嘱
されています。

□保護司数の推移□

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
保護司数	19	19	18	18	18	17

資料：保護司会富良野支部名簿（各年3月31日）

(3) 市民アンケート調査の結果

1. 調査の概要

本計画を策定するにあたり、地域での生活や福祉活動に関する状況を把握するため、一般市民を対象とするアンケート調査（以下「市民アンケート調査」という）を実施しました。

調査の実施概要は以下のとおりです。

□調査の実施概要□

項目	内容
調査対象	18歳以上の市民
配布数	2,000票
有効回収数（回収率）	867票（43.4%）
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和6年11月
調査地域	富良野市全域

2. アンケート結果の概要

※以下、基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載

比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出している。従って、合計が100%を上下する場合もある。

【回答者の属性について】

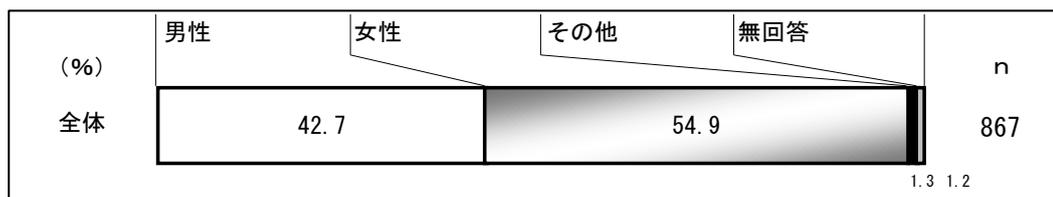
回答者の属性は以下のとおりです。性別では女性の回答割合が高く、年齢別では70歳以上の回答割合が高くなっています。

また、回答者の家族構成は「夫婦のみの世帯」が40.1%、「単身世帯」が17.8%を占めています。

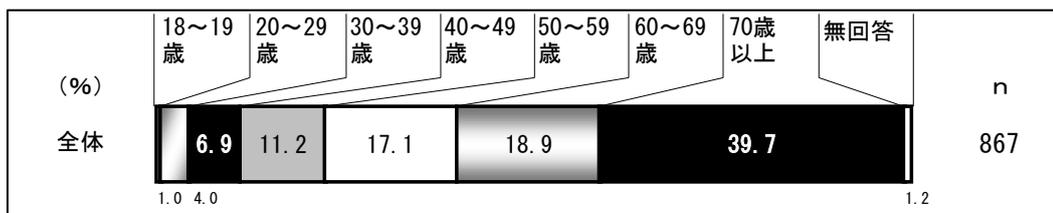
居住地区は、「富良野東中学校区」が44.8%、「富良野西中学校区」が33.9%を占めています。

居住年数については、「20年以上」が76.2%を占めており、比較的居住歴の長い方が多いことがうかがえます。

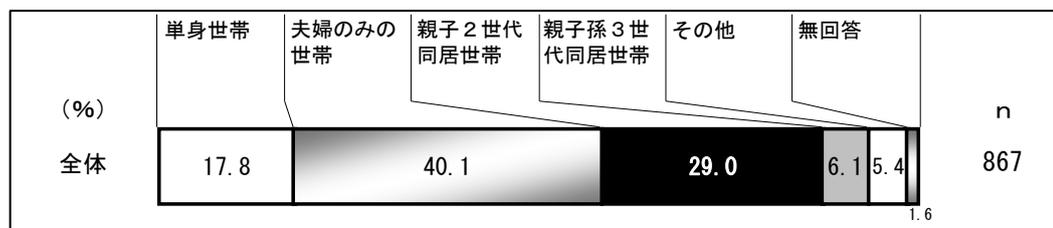
□性別□



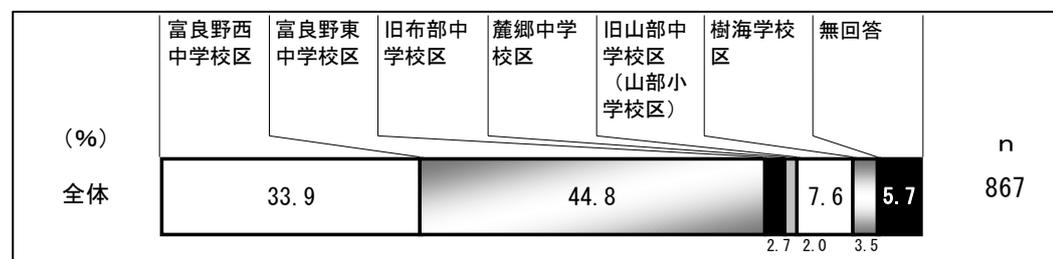
□年齢□



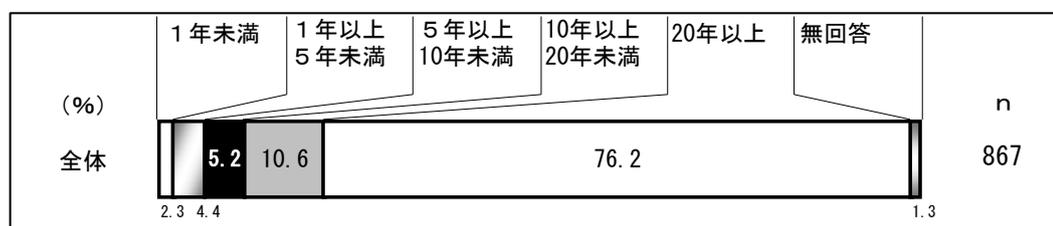
□家族構成□



□居住地区□



□居住年数□



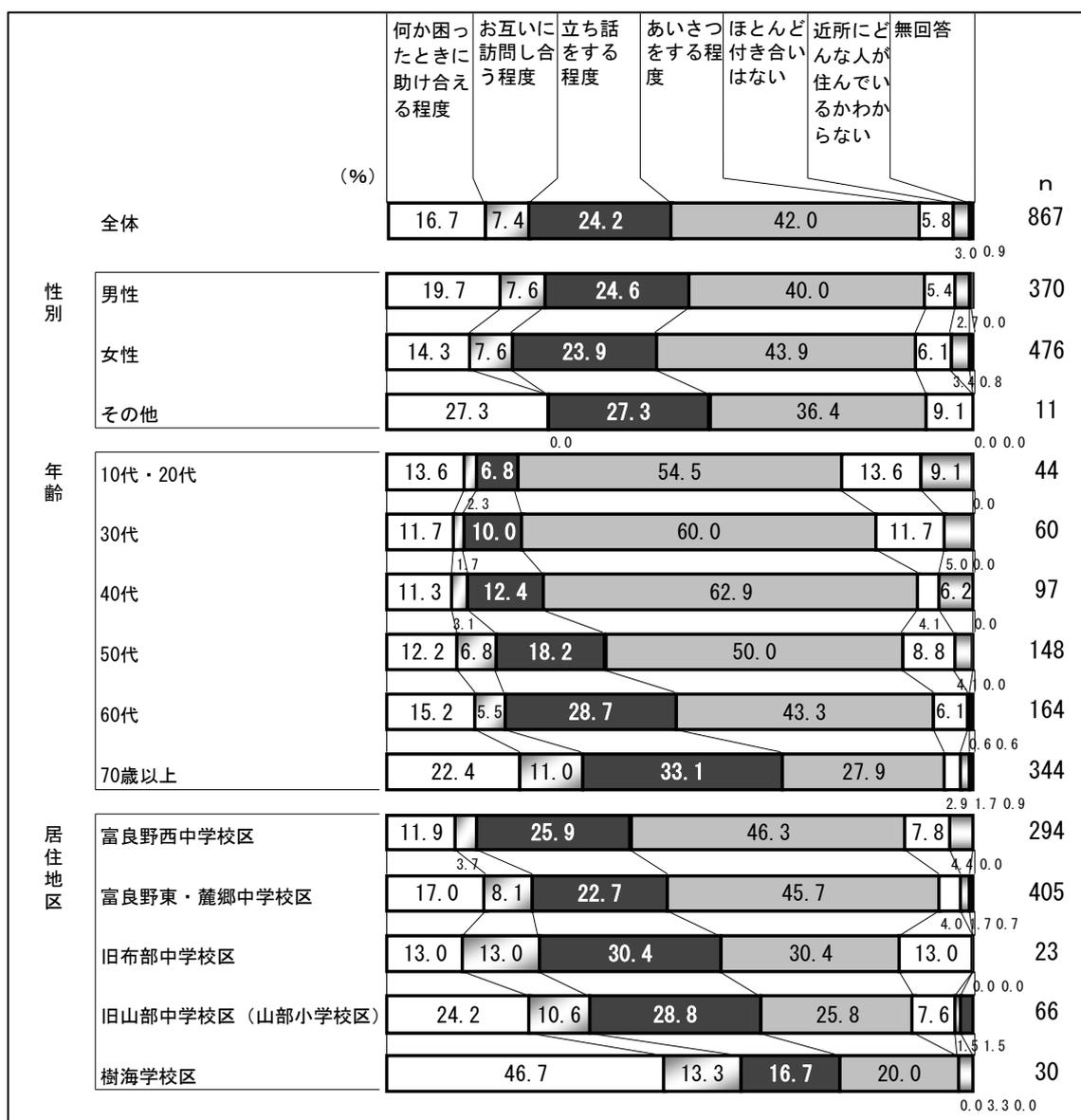
【近所との付き合いの程度について】

近所との付き合いの程度については、「あいさつをする程度」が42.0%を占め、最も多くなっています。

年齢別でみると、総じて、年齢層が低くなるにつれて、近所付き合いが希薄である傾向が見られます。

居住地区でみると、総じて、市街地における近所付き合いが希薄である傾向が見られます。

□近所との付き合いの程度□

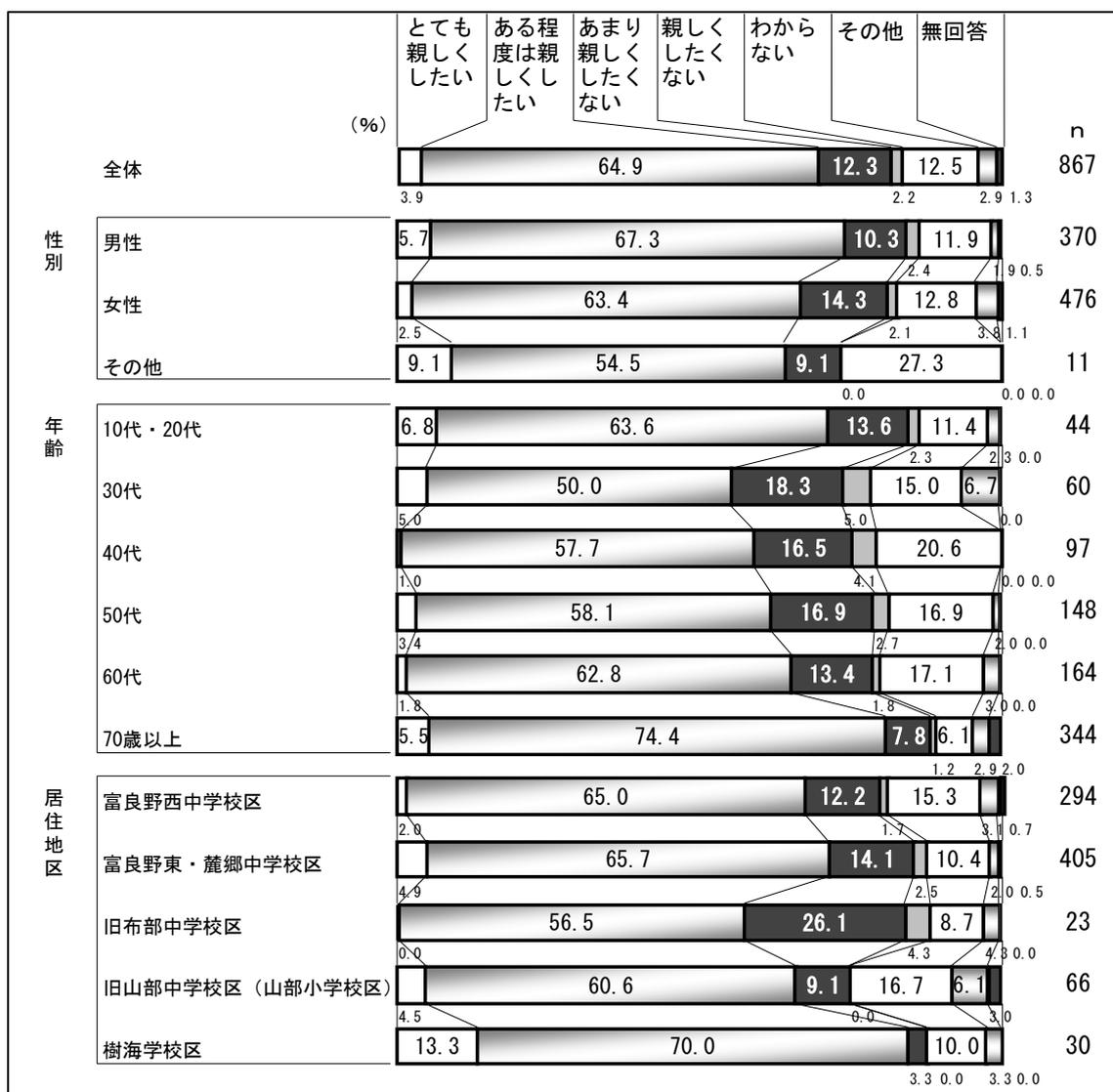


【今後近所とのかかわりをどうしたいか】

今後近所とのかかわりをどうしたいかについては、“親しくしたい”（「とても親しくしたい」と「ある程度は親しくしたい」の合計）が68.8%、一方、“親しくしたくない”（「あまり親しくしたくない」と「親しくしたくない」の合計）が14.5%となっています。

年齢別で見ると、30代（55.0%）と40代（58.7%）では“親しくしたい”の割合が6割弱となっており、他の年齢層と比べて低くなっています。

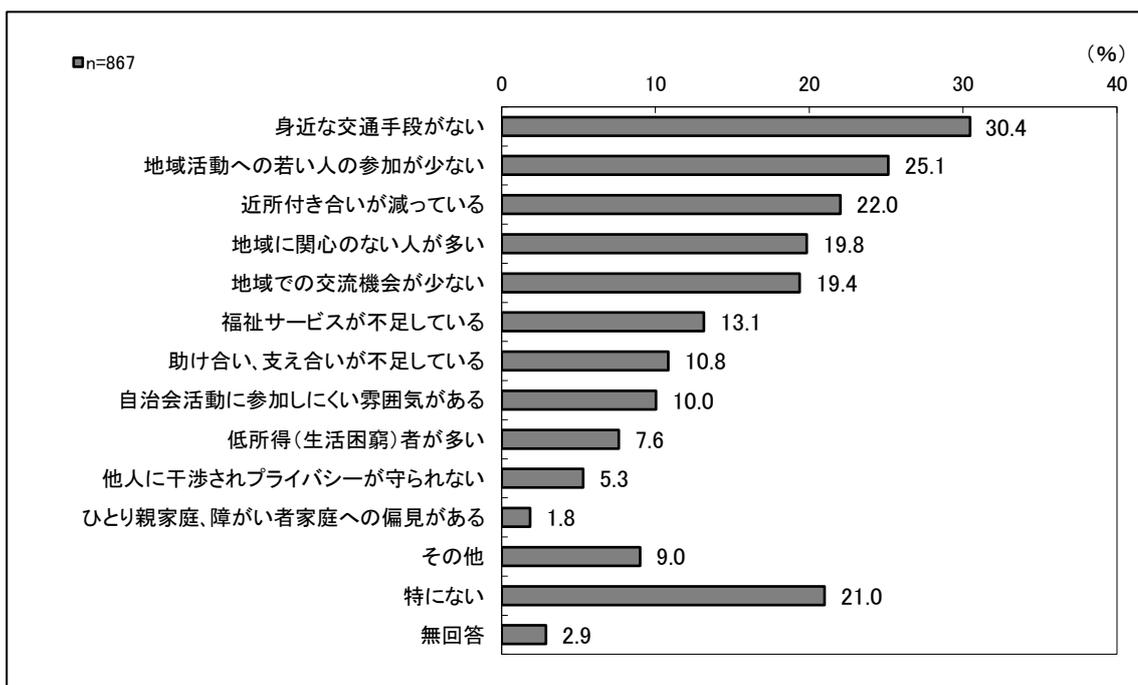
□今後近所とのかかわりをどうしたいか□



【地域の中での問題点、不足しているもの】

地域の中での問題点、不足しているものについては、「身近な交通手段がない」が第1位、次いで「地域活動への若い人の参加が少ない」、「近所付き合いが減っている」、「地域に関心のない人が多い」、「地域での交流機会が少ない」などの順となっています。

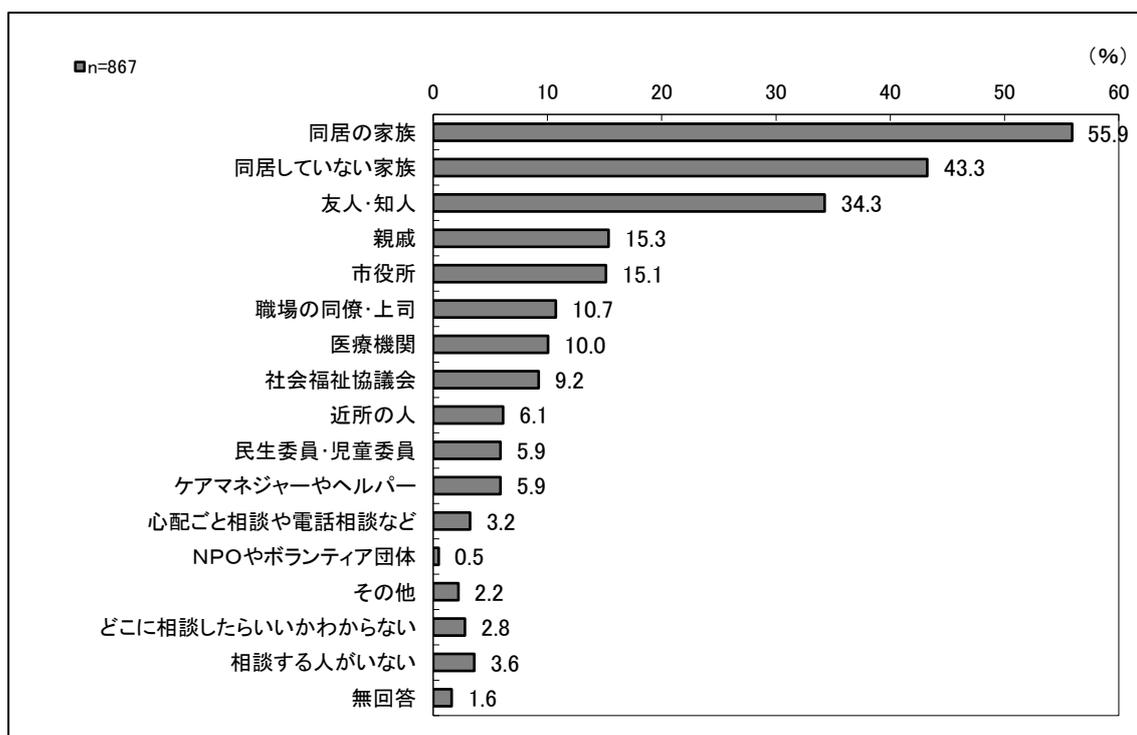
□地域の中での問題点、不足しているもの□



【日常生活の不安や悩みを誰に相談しようと思うか】

日常生活の不安や悩みを誰に相談しようと思うかについては、「同居の家族」が第1位、次いで「同居していない家族」、「友人・知人」、「親戚」、「市役所」、「職場の同僚・上司」などの順となっています。

□日常生活の不安や悩みを誰に相談しようと思うか□

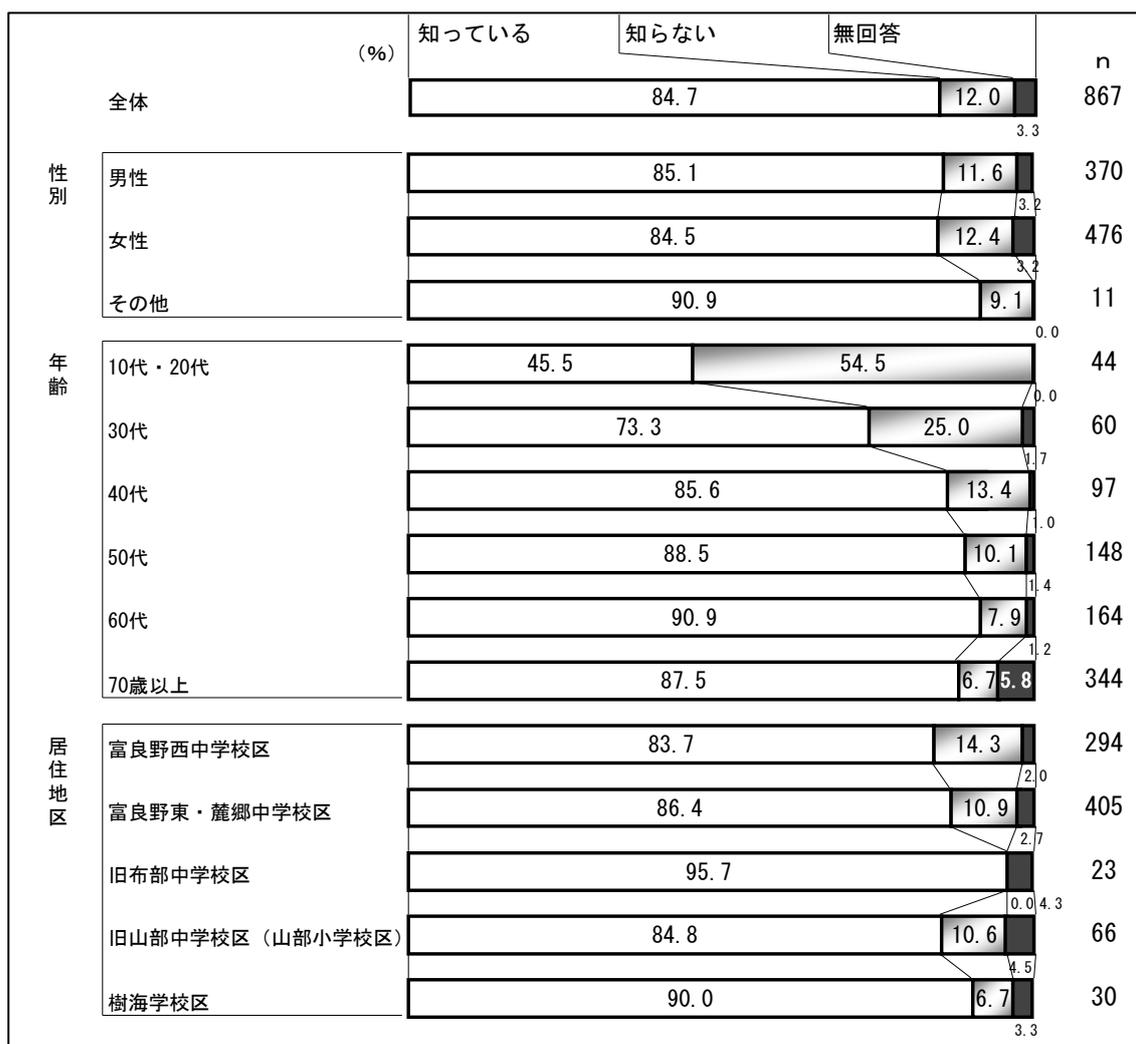


【民生委員・児童委員という名前や制度を知っているか】

民生委員・児童委員の名前や制度を知っているかをたずねたところ、「知っている」が84.7%、一方、「知らない」が12.0%となっています。

年齢別で見ると、概ね年齢層が高くなるにつれて、「知っている」の割合が高くなる傾向が見られます。

□民生委員・児童委員という名前や制度を知っているか□

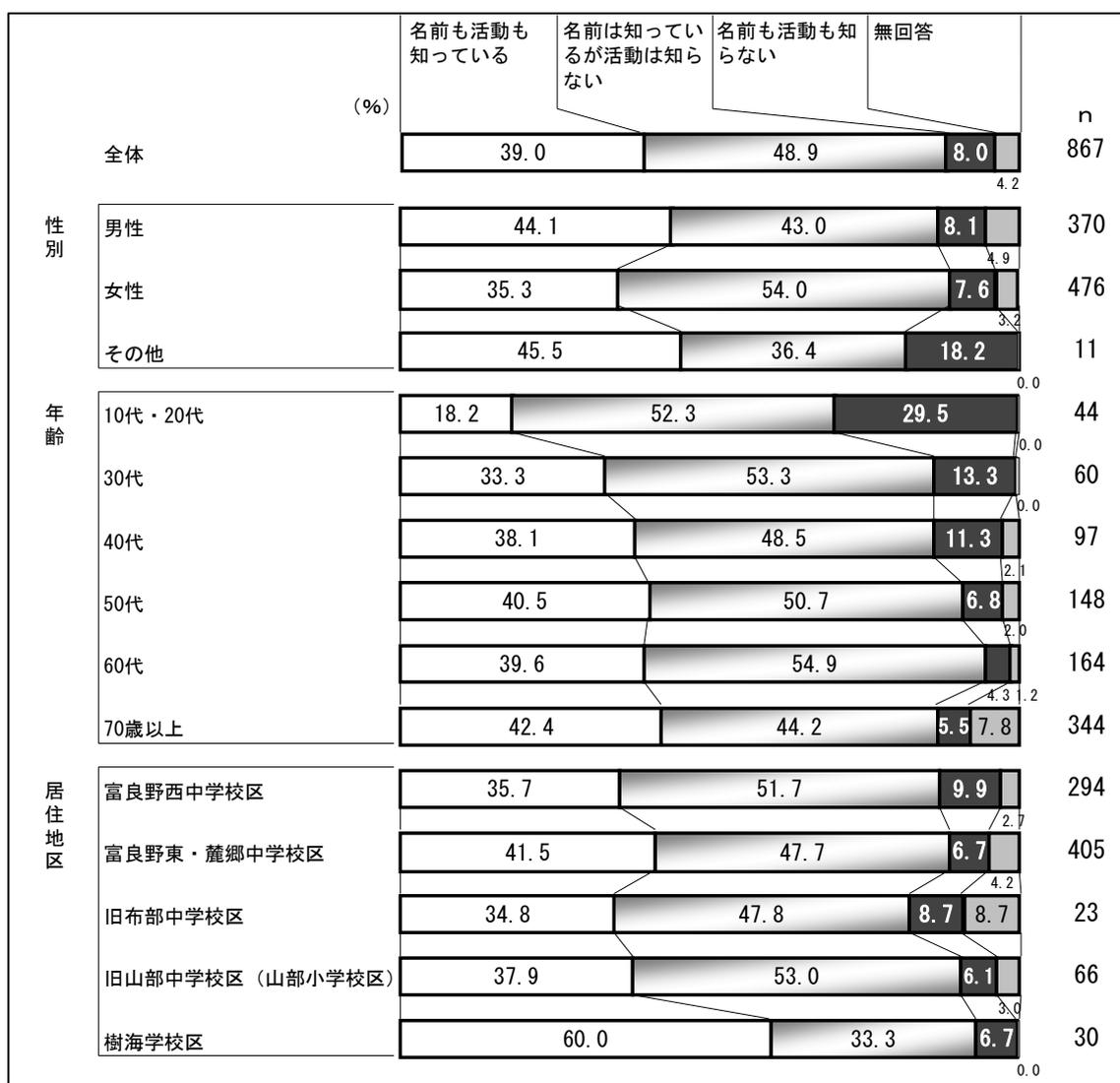


【富良野市社会福祉協議会を知っているか】

富良野市社会福祉協議会を知っているかどうかたずねたところ、「名前は知っているが活動は知らない」が48.9%、「名前も活動も知っている」が39.0%、「名前も活動も知らない」が8.0%となっています。

年齢別でみると、概ね年齢層が高くなるにつれて、認知度が高くなる傾向が見られます。

□富良野市社会福祉協議会を知っているか□



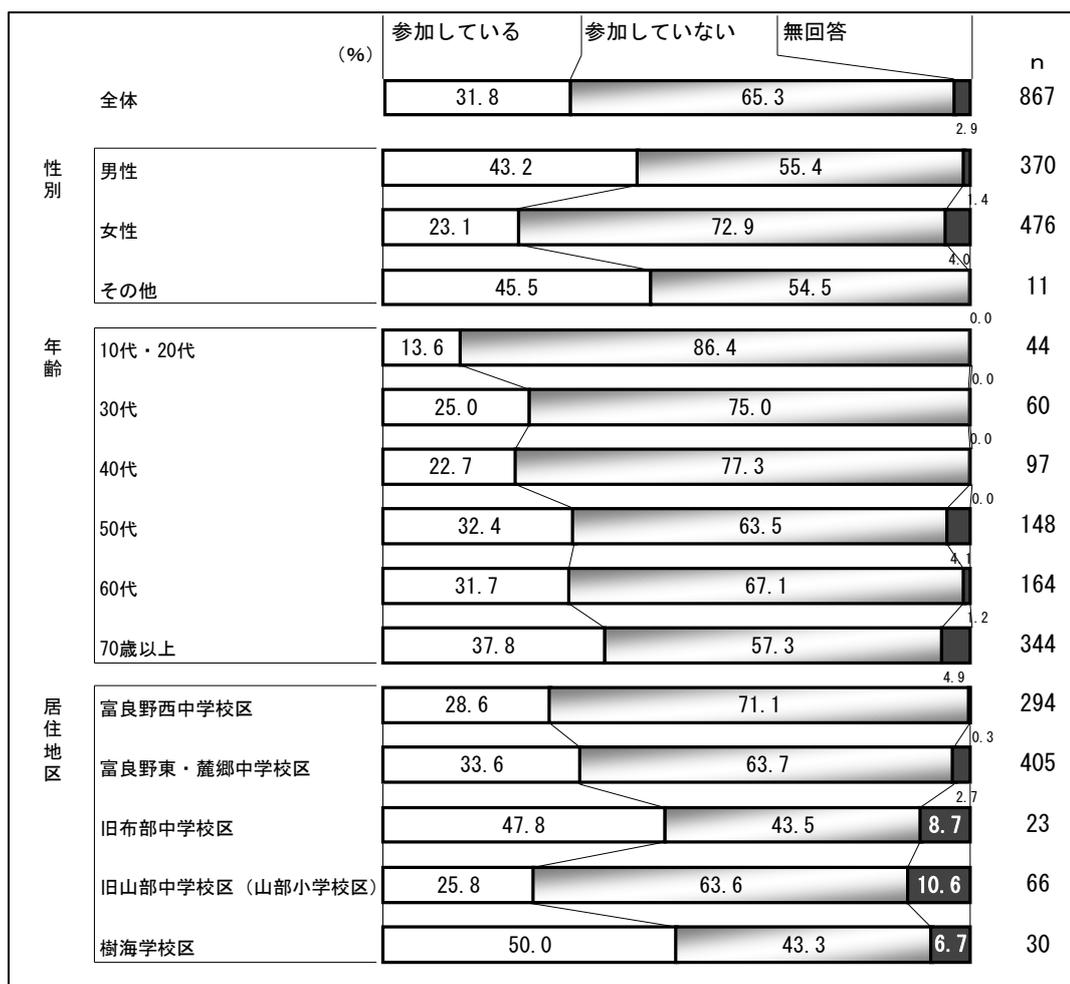
【地域活動やボランティア活動への参加状況について】

地域活動やボランティア活動への参加状況については、「参加していない」が65.3%を占めています。

性別でみると、女性と比べて男性の「参加している」の割合が高くなっています。

年齢別でみると、概ね年齢層が高くなるにつれて、「参加している」の割合が高くなる傾向が見られます。

□地域活動やボランティア活動への参加状況□



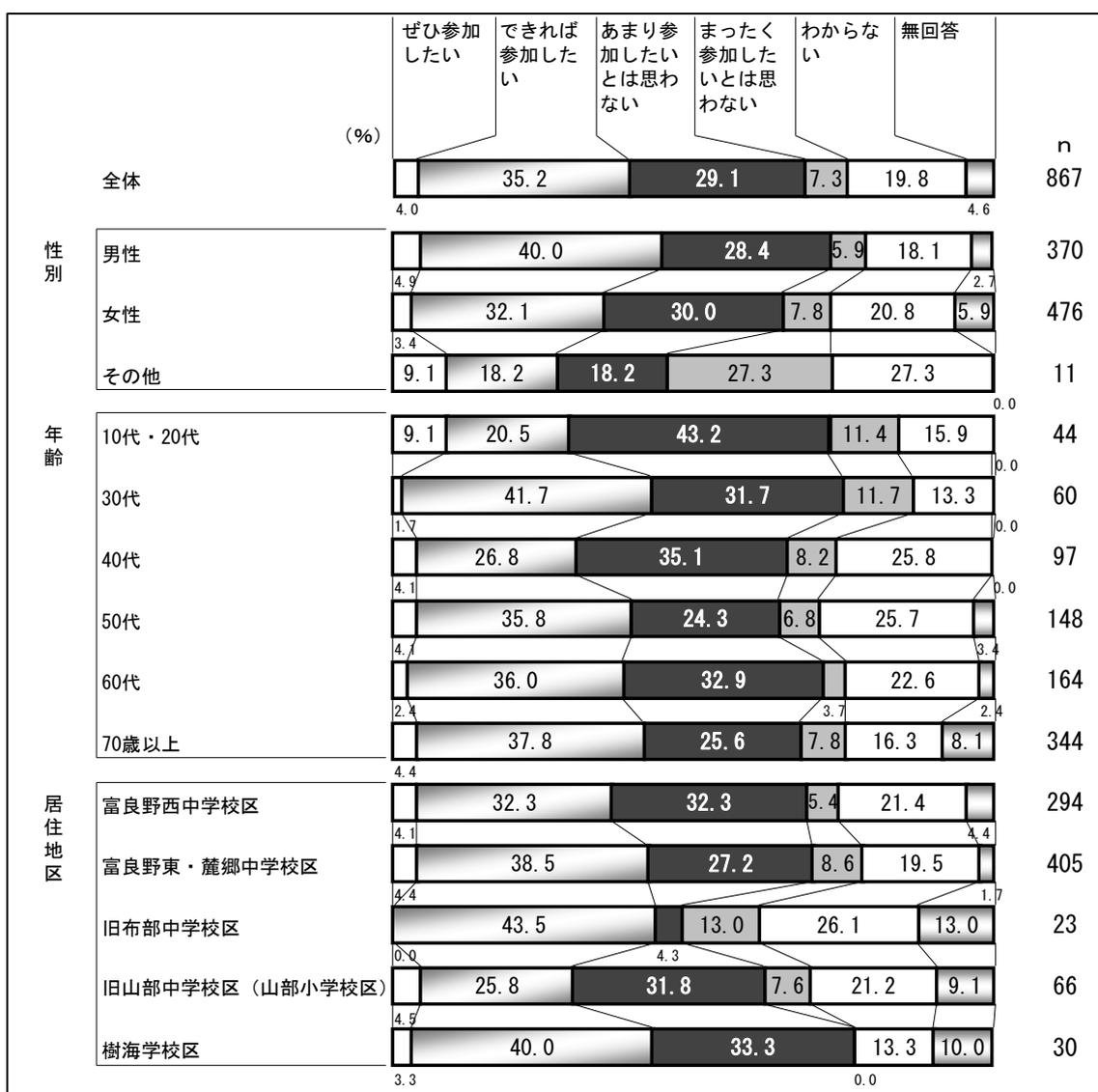
【今後の地域活動やボランティア活動への参加意向について】

今後の地域活動やボランティア活動への参加意向については、“参加したい”（「ぜひ参加したい」と「できれば参加したい」の合計）が39.2%、一方、“参加したいとは思わない”（「あまり参加したいとは思わない」と「まったく参加したいとは思わない」の合計）が36.4%を占めています。

性別で見ると、女性と比べて男性の“参加したい”の割合が高くなっています。

年齢別で見ると、10代・20代（29.6%）、40代（30.9%）では“参加したい”の割合が3割程度にとどまっています。

□今後の地域活動やボランティア活動への参加意向□

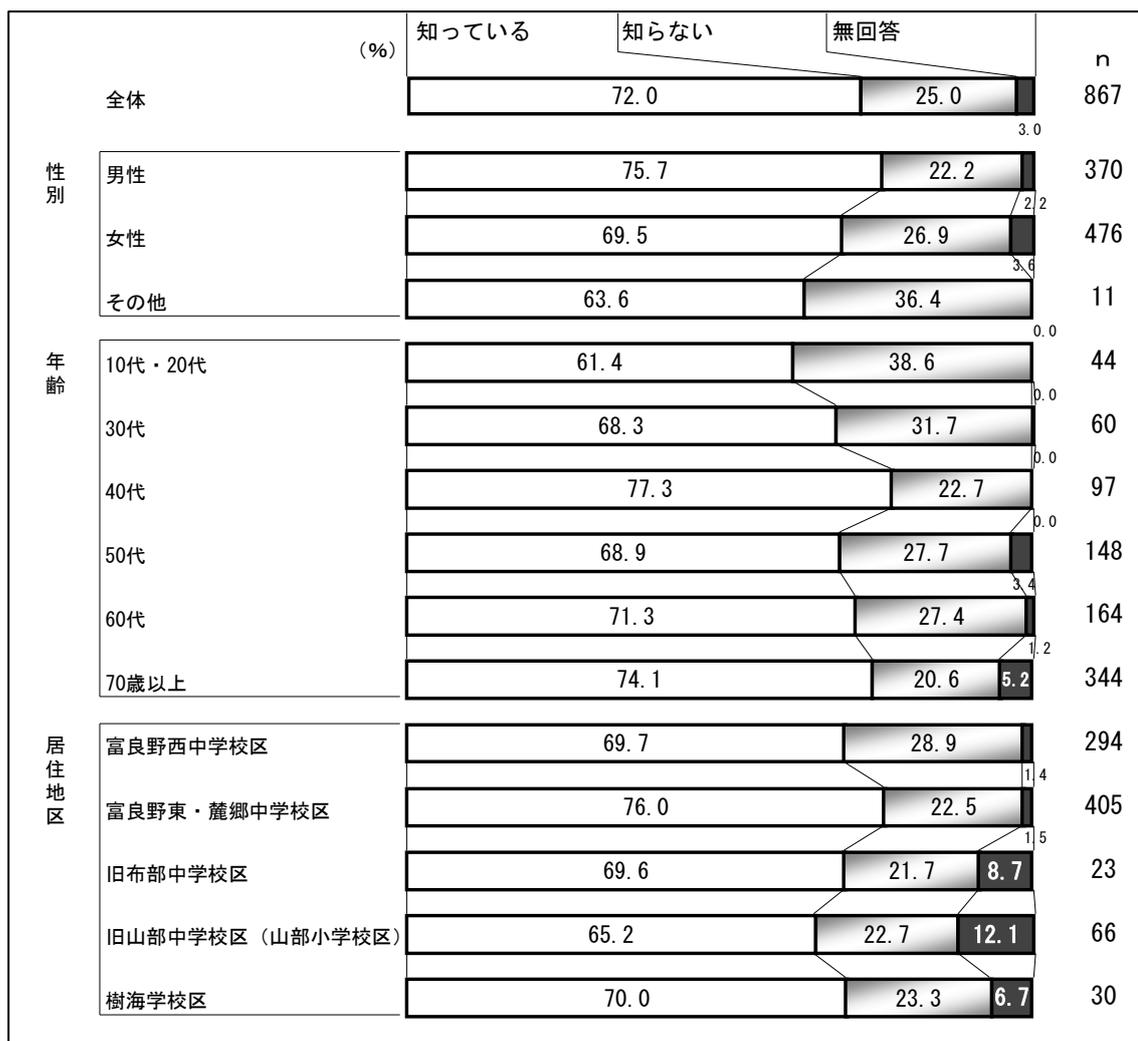


【災害発生時の避難場所を知っているか】

災害発生時の避難場所を知っているかをたずねたところ、「知っている」が72.0%、一方、「知らない」が25.0%となっています。

年齢別で見ると、「知っている」の割合は、40代で最も高く、10代・20代で最も低くなっています。

□災害発生時の避難場所を知っているか□



【成年後見制度を知っているか】

成年後見制度を知っているかどうかについては、「存在は知っているが内容までは知らない」が54.9%を占めています。

年齢別で見ると、「存在することを知らなかった」の割合は、10代・20代で最も高く、50代で最も低くなっています。

□成年後見制度を知っているか□

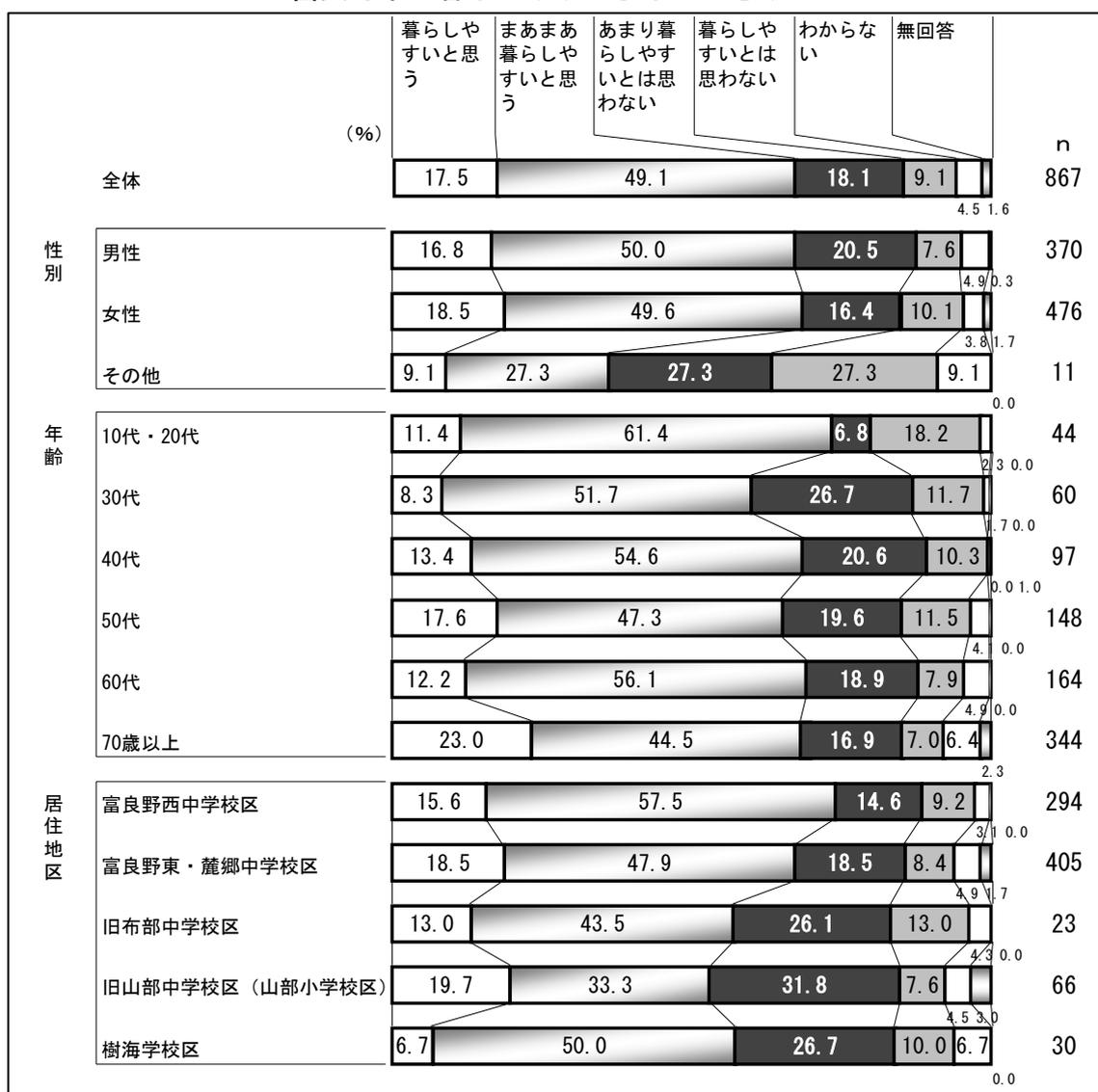
		(%)				n
		存在と内容とも知っている	存在は知っているが内容までは知らない	存在することを知らなかった	無回答	
性別	全体	23.9	54.9	16.6	4.6	867
	男性	24.6	54.1	18.6	2.7	370
	女性	22.7	56.5	15.1	5.7	476
	その他	54.5	27.3	18.2	0.0	11
年齢	10代・20代	13.6	45.5	40.9	0.0	44
	30代	40.0	38.3	21.7	0.0	60
	40代	30.9	50.5	18.6	0.0	97
	50代	30.4	60.1	8.1	0.4	148
	60代	24.4	58.5	13.4	3.7	164
	70歳以上	17.2	57.0	17.2	8.7	344
	居住地区	富良野西中学校区	25.5	54.8	17.0	2.7
富良野東・麓郷中学校区		25.4	55.3	16.0	3.2	405
旧布部中学校区		21.7	56.5	13.0	8.7	23
旧山部中学校区（山部小学校区）		15.2	53.0	18.2	13.6	66
樹海小学校区		20.0	53.3	16.7	10.0	30

【富良野市は暮らしやすいまちだと思うか】

富良野市は暮らしやすいまちだと思うかをたずねたところ、“暮らしやすいと思う”（「暮らしやすいと思う」と「まあまあ暮らしやすいと思う」の合計）が66.6%、一方、“暮らしやすいとは思わない”（「あまり暮らしやすいとは思わない」と「暮らしやすいとは思わない」の合計）が27.2%となっています。

年齢別で見ると、30代では“暮らしやすいとは思わない”の割合が38.4%を占め、他の年齢層に比べて高くなっています。

□富良野市は暮らしやすいまちだと思うか□



【地域の暮らしについて】

地域の暮らしについてたずねたところ、以下のとおりです。

「満足」と「まあ満足」を合わせた“満足”の割合が高い項目は、「(1) 近隣との付き合い」、「(4) 公園・緑地などの自然環境」、「(3) 近隣の生活マナーなどの生活環境」などとなっています。

反対に、「やや不満」と「不満」を合わせた“不満”の割合が高いのは、「(8) 交通機関などの便利さ」、「(9) 病院施設の充実度」、「(5) 買い物などの便利さ」などとなっています。

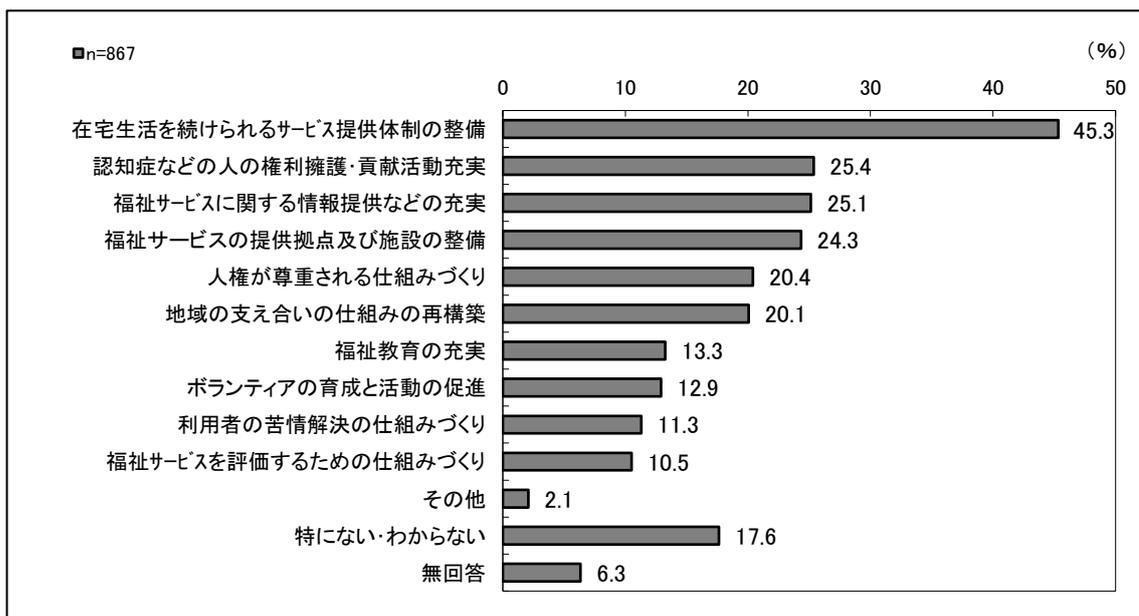
□地域の暮らしについて□

	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答	n
(1) 近隣との付き合い	12.3	62.6	7.0	12.1	2.2	3.7	867
(2) 自治会などの地域活動	7.3	47.3	11.9	24.3	4.2	5.1	867
(3) 近隣の生活マナーなどの生活環境	11.2	52.2	16.6	6.1	8.7	5.2	867
(4) 公園・緑地などの自然環境	14.0	51.0	12.9	6.1	10.1	5.9	867
(5) 買い物などの便利さ	11.6	43.4	23.5	16.8	1.3	3.3	867
(6) 公的な手続きの便利さ	7.4	44.1	22.1	11.0	10.4	5.1	867
(7) 公共施設の使いやすさ	6.0	43.3	18.3	9.1	17.5	5.8	867
(8) 交通機関などの便利さ	20.9	32.5	28.8	9.0	5.1	3.7	867
(9) 病院施設の充実度	5.9	32.6	27.8	24.0	5.3	4.4	867
(10) 福祉・保健施設の充実度	33.8	19.4	10.7	26.5	5.5	4.0	867
(11) 福祉・保健サービスの相談体制	34.0	16.6	7.3	33.8	5.4	2.9	867
(12) 福祉・保健サービスの提供体制	31.1	17.5	8.1	34.8	5.9	2.6	867
(13) 地域の防災・防犯体制	29.5	20.2	8.5	33.3	3.8	4.6	867

【地域福祉の基盤整備を進めるために優先すべきこと】

地域福祉の基盤整備を進めるために優先すべきことについては、「在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」が他を引き離して第1位、次いで「認知症などの人の権利擁護・貢献活動充実」、「福祉サービスに関する情報提供などの充実」、「福祉サービスの提供拠点及び施設の整備」、「人権が尊重される仕組みづくり」、「地域の支え合いの仕組みの再構築」などの順となっています。

□地域福祉の基盤整備を進めるために優先すべきこと（全体／複数回答）□



【地域福祉を充実させていく上での行政と住民の関係】

地域福祉を充実させていく上での行政と住民の関係については、「住民も行政も協力し合い共に取り組む」が45.8%を占め最も多くなっています。

□地域福祉を充実させていく上での行政と住民の関係（全体／複数回答）□

		行政と住民の関係						n
		行政が取り組み住民が協力する必要はない	行政のできない福祉課題は住民が協力する	住民で助け合い困難な課題は行政が援助	住民も行政も協力し合い共に取り組む	わからない	無回答	
		（％）						
全体		5.5	11.6	16.7	45.8	14.4	5.9	867
性別	男性	5.1	14.3	18.9	44.1	12.7	4.9	370
	女性	5.9	9.7	15.1	47.3	16.0	6.1	476
	その他	9.1	18.2	0.0	54.5	9.1	9.1	11
年齢	10代・20代	9.1	13.6	27.3	31.8	18.2	0.0	44
	30代	11.7	18.3	15.0	50.0	5.0	0.0	60
	40代	10.3	18.6	16.5	40.2	13.4	1.0	97
	50代	5.4	12.8	13.5	48.6	17.6	2.0	148
	60代	4.9	14.6	14.0	46.3	16.5	3.7	164
	70歳以上	6.7	18.0	3.2	46.8	14.0	11.3	344
居住地区	富良野西中学校区	7.5	12.6	17.7	47.6	11.2	3.4	294
	富良野東・麓郷中学校区	4.9	10.9	16.0	47.2	15.6	5.4	405
	旧布部中学校区	4.3	21.7	26.1	21.7	17.4	8.7	23
	旧山部中学校区（山部小学校区）	3.0	13.6	15.2	39.4	19.7	9.1	66
	樹海学校区	3.3	16.7	13.3	46.7	16.7	3.3	30

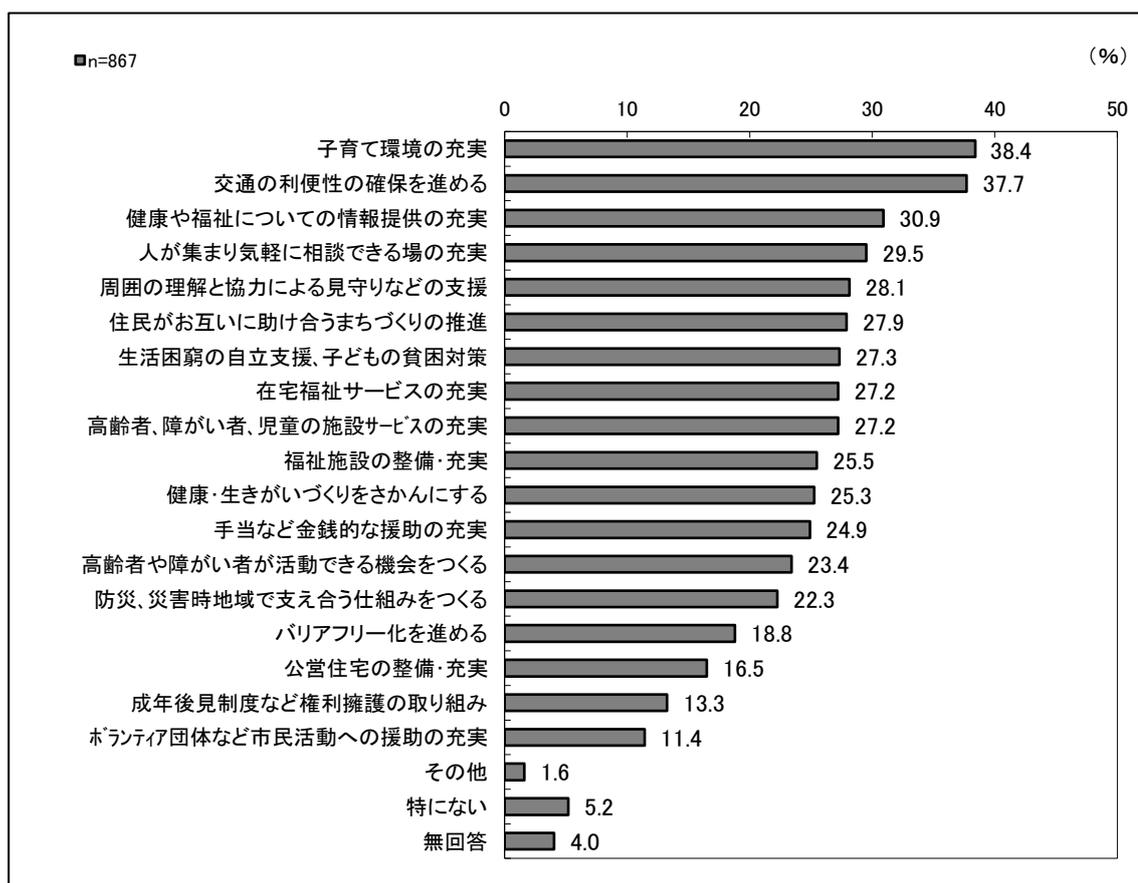
【安心して暮らせる地域にするために重要な取り組み】

安心して暮らせる地域にするために重要な取り組みについては、「子育て環境の充実」が第1位、次いで「交通の利便性の確保を進める」、「健康や福祉についての情報提供の充実」、「人が集まり気軽に相談できる場の充実」、「周囲の理解と協力による見守りなどの支援」などの順となっています。

性別でみると、男性では「交通の利便性の確保を進める」、女性では「子育て環境の充実」が第1位となっています。

年齢別でみると、40代以下では「子育て環境の充実」、50代、70歳以上では「交通の利便性の確保を進める」、60代では「在宅福祉サービスの充実」が第1位となっており、年代によって安心して暮らせる地域にするために重要と考える取り組みに違いが見られます。

□安心して暮らせる地域にするために重要な取り組み（全体／複数回答）□



□安心して暮らせる地域にするために重要な取り組み（全体／複数回答）□

（上位3位、単位：％）

		第1位	第2位	第3位
全体		子育て環境の充実 38.4	交通の利便性の確保を進める 37.7	健康や福祉についての情報提供の充実 30.9
性別	男性	交通の利便性の確保を進める 36.5	子育て環境の充実 34.6	周囲の理解と協力による見守りなどの支援 31.4
	女性	子育て環境の充実 41.6	交通の利便性の確保を進める 38.4	健康や福祉についての情報提供の充実 32.4
	その他	健康や福祉についての情報提供の充実 63.6	人が集まり気軽に相談できる場の充実／子育て環境の充実／交通の利便性の確保を進める	36.4
年齢	10代・20代	子育て環境の充実 61.4	手当など金銭的な援助の充実 54.5	交通の利便性の確保を進める 43.2
	30代	子育て環境の充実 76.7	手当など金銭的な援助の充実 51.7	交通の利便性の確保を進める 36.7
	40代	子育て環境の充実 56.7	手当など金銭的な援助の充実 43.3	交通の利便性の確保を進める 37.1
	50代	交通の利便性の確保を進める 44.6	子育て環境の充実 38.5	健康や福祉についての情報提供の充実 33.8
	60代	在宅福祉サービスの充実 35.4	子育て環境の充実 34.8	福祉施設の整備・充実 32.9
	70歳以上	交通の利便性の確保を進める 37.2	周囲の理解と協力による見守りなどの支援 36.9	住民がお互いに助け合うまちづくりの推進 33.1
居住地区	富良野西中学校区	子育て環境の充実 42.5	交通の利便性の確保を進める 36.4	住民がお互いに助け合うまちづくりの推進 32.3
	富良野東・麓郷中学校区	子育て環境の充実 38.0	交通の利便性の確保を進める 36.3	健康や福祉についての情報提供の充実 31.6
	旧布部中学校区	交通の利便性の確保を進める 47.8	福祉施設の整備・充実 39.1	健康や福祉についての情報提供の充実 34.8
	旧山部中学校区（山部小学校区）	交通の利便性の確保を進める 51.5	健康や福祉についての情報提供の充実 34.8	子育て環境の充実 33.3
	樹海中学校区	人が集まり気軽に相談できる場の充実／住民がお互いに助け合うまちづくりの推進 40.0		公営住宅の整備・充実 36.7

(4) 関係団体等アンケート調査の結果

1. 調査の概要

市内で活動されている福祉団体等の皆様の考え方やご意見等をおうかがいし、計画づくりの基礎資料とするために、市内で活動をされている事業者・団体等を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査の実施概要は以下のとおりです。

□調査の実施概要□

項目	内容
調査対象	市内で活動をされている事業者・団体等
配布数	36票
有効回収数（回収率）	16票（44.4%）
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和6年11月
調査地域	富良野市全域

2. アンケート結果の概要

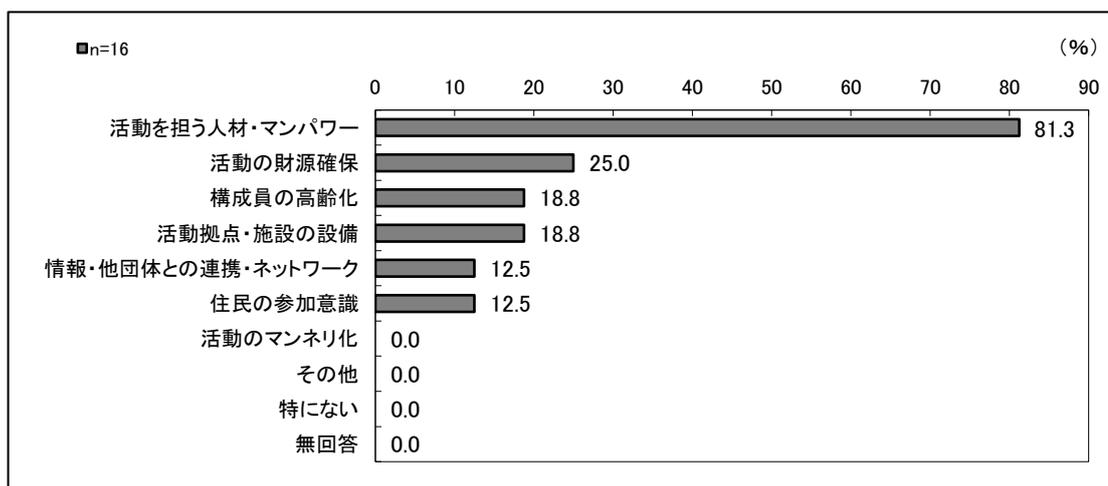
※以下、基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載

比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出している。従って、合計が100%を上下する場合もある。

【活動における課題】

活動における課題についてたずねたところ、「活動を担う人材・マンパワー」（81.3%、13件）、「活動の財源確保」（25.0%、4件）、「構成員の高齢化」・「活動拠点・施設の設備」（同率18.8%、3件）などの順となっています。

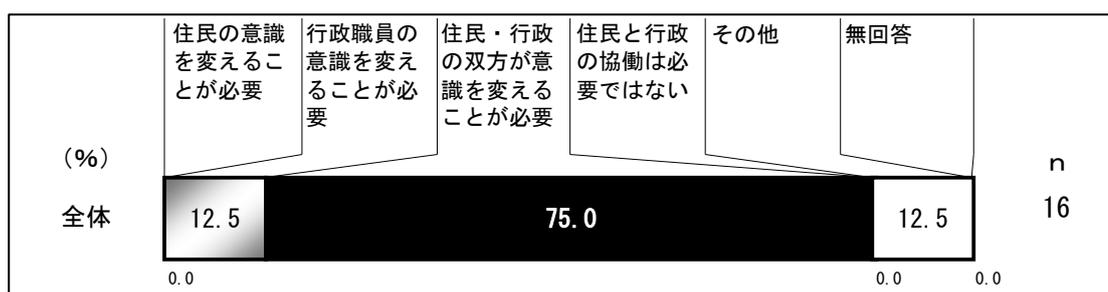
□活動における課題（全体／複数回答）□



【住民と行政の協働について】

住民と行政の協働についてたずねたところ、「住民・行政の双方が意識を変えることが必要」（75.0%、12件）、「行政職員の意識を変えることが必要」・「その他」（同率12.5%、2件）となっています。

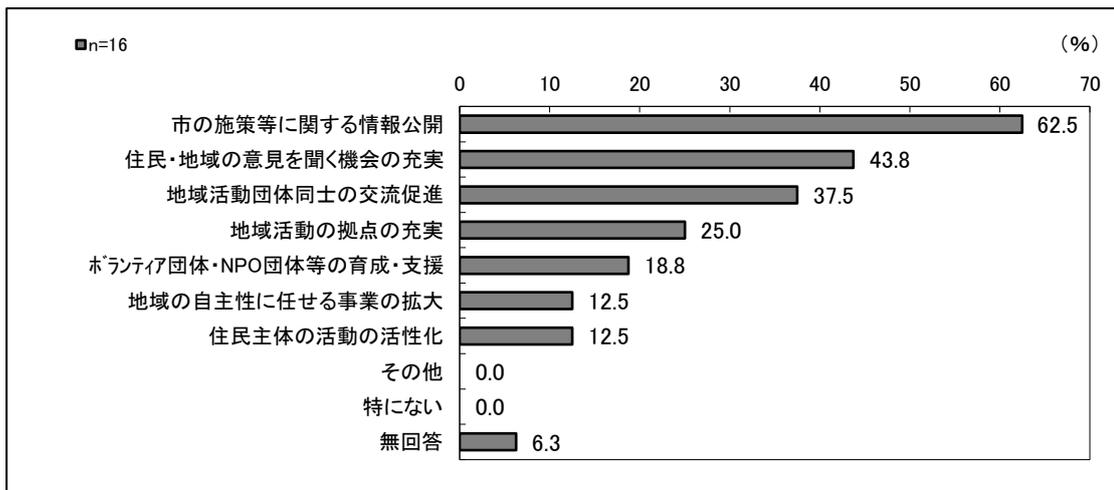
□住民と行政の協働について□



【住民と行政の協働のために必要なこと】

住民と行政の協働のために必要なことについてたずねたところ、「市の施策等に関する情報公開」（62.5%、10件）、「住民・地域の意見を聞く機会の充実」（43.8%、7件）、「地域活動団体同士の交流促進」（37.5%、6件）などの順となっています。

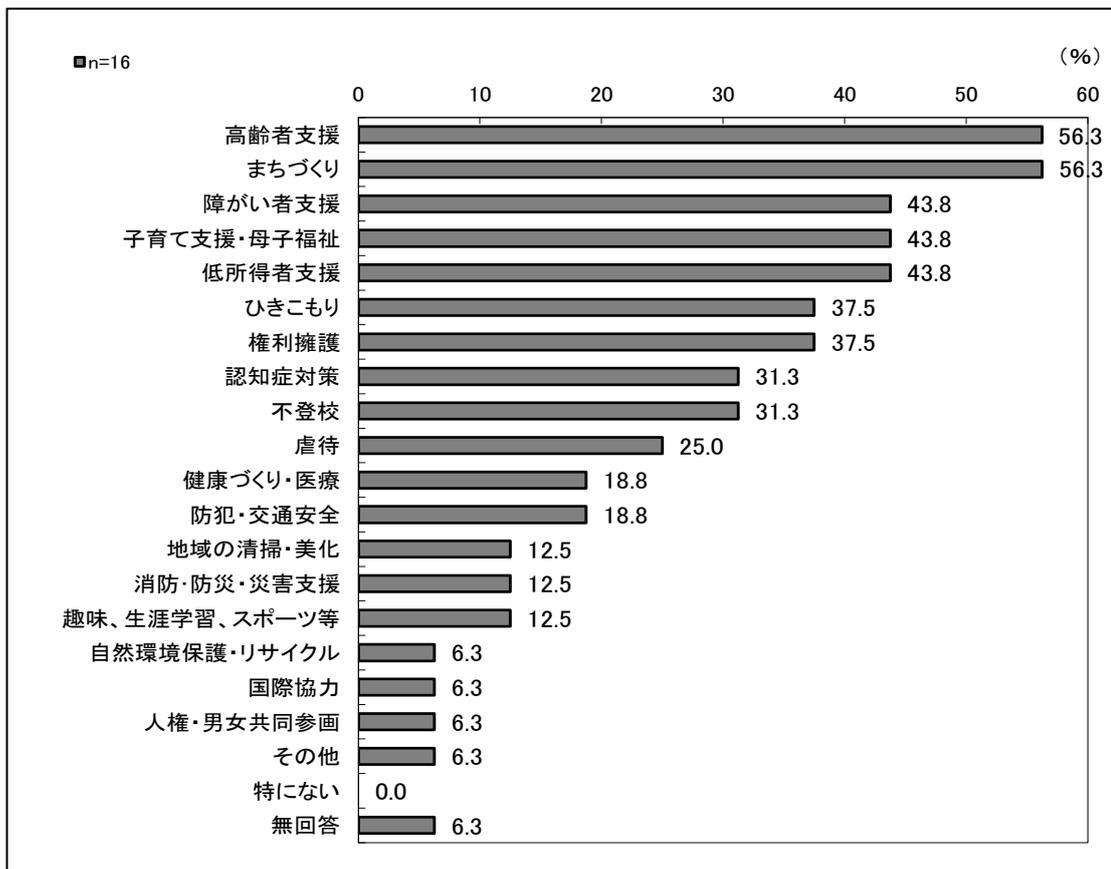
□住民と行政の協働のために必要なこと（全体／複数回答）□



【行政が力を入れるべき取り組み】

行政が力を入れるべき取り組みについてたずねたところ、「高齢者支援」・「まちづくり」（同率56.3%、9件）、「障がい者支援」・「子育て支援・母子福祉」・「低所得者支援」（同率43.8%、7件）などの順となっています。

□行政が力を入れるべき取り組み（全体／複数回答）□



第3章 第3期計画の振り返り

第3期計画の振り返りの結果は次のとおりです。

第1節 基本目標1 地域福祉の担い手の育成・住民参画の促進

市内では、「地域福祉生活支援事業」の一環として5つの町内会を「地域福祉推進指定事業」の指定地区とし、住民参加を基盤とした小地域ネットワークづくりを推進しています。また地域推進センターに「東山地域福祉活動連絡会」を指定し、地域福祉活動の協働体制の充実を図っています。さらに、「ふれあいサロン事業」を通じて高齢者の介護予防や住民同士のつながりづくりを進めています。

「生きがい教室」や「子育て支援センター」の活動も充実しており、幅広い世代への支援が行われています。社会福祉協議会では、ボランティアと支援希望者のマッチングや研修の実施に加え、「ボランティアスクール事業」を通じて若年層の参加促進にも取り組んでいます。

一方で、ボランティア活動では担い手不足や活動の認知度向上が引き続き課題となっています。「ふれあいサロン」ではスタッフの高齢化が進み、運営支援や人材確保が求められています。ボランティア団体も高齢化や構成員の減少が進んでおり、若年層の参加促進に向けた取り組みが必要です。

第2節 基本目標2 住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる体制づくり

高齢者支援では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施による健康課題へのアプローチ、地域ケア会議を通じて多職種連携を強化しており、障がい者支援では、相談支援事業や福祉サービスの充実を図り、地域生活を支える体制を整備しています。

また、子育て支援では、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供し、経済的負担軽減や放課後児童クラブの運営を実施しています。

一方で、高齢者や障がい者、子育て支援においては、支援を担う人材の確保が引き続き重要な課題となっています。

加えて今後の人口減少に伴い、サービス提供事業所の安定的な運営体制の維持も、地域福祉の継続に向けた大きな課題となっています。

地域全体として、人材の確保とサービスの質の向上の両面から、持続可能な支援体制の構築が求められています。

第3節 基本目標3 安心して住み続けられる快適なまちづくり

バリアフリー化では公共施設の改修や授乳室設置を進め、交通体系ではコミュニティカーの運行を維持しています。

また、防犯灯設置や交通安全教室を通じて地域の安全を確保しているほか、権利擁護施策では成年後見制度の利用促進や虐待防止に取り組み、法人後見事業を拡充しています。

一方で、交通体系においてはドライバーの不足が課題となっており、人口減少が進む農村地域では、サービスの継続性と利用状況の維持・促進が課題です。

権利擁護施策では、法人後見及び専門職後見の引受け状況と件数を把握し、担当の調整や新たな引受け先の確保を計画的に進める必要があります。また、身寄りのない人の住居確保や入院、施設入所時の身元保証等の支援も今後の課題です。

バリアフリー化については、既存施設の改修を段階的に進める必要があります。

第4節 基本目標4 地域福祉を支える市の体制強化

広報紙やWebサイトなど様々な媒体を活用しながら、福祉に関する情報提供を行ってきました。相談体制については令和6年度に「こども家庭センター」を新設しているほか、「地域包括支援センター」や「生活困窮者自立相談支援センター」などの相談窓口専門職を配置し、複雑化する相談への対応を進めています。

また、福祉団体との連携では介護・障がい福祉サービス事業者やボランティア団体との協力を強化しています。

今後の課題として、福祉情報の提供においては、常に最新の情報を反映できるように、情報の更新を徹底することが求められます。また、制度の狭間にある問題や、複雑な背景を抱える相談への対応力を高めることも重要です。そのためには、関係機関との連携を一層強化し、的確な初期対応が可能となる体制の整備が必要です。また、公的な相談窓口の利用に対する心理的なハードルを下げるとともに、窓口の存在意義や役割について、引き続き丁寧な周知を行っていくことが求められます。

第4章 地域福祉の主要課題

第1節 計画の課題

わが国においては、世界に類をみない高齢化の進行と出生率の低下に伴う人口減少の進行も相まって、担い手不足が顕著になってきています。この動向は本市においても同様であり、地域福祉の根幹が揺らいでいます。

これらの社会的背景や、市民・関係団体等の意識とニーズ等を踏まえ、本市が地域福祉を推進する上での主要課題をまとめると、次のとおりです。

(1) お互いに支え合う仕組みづくりの必要性の高まり

社会環境の変化や生活様式の変化などにより、地域づくりの基盤となる近所付き合いの希薄化や地域活動の活力低下が懸念されています。アンケート結果では、近所との付き合いについては、「何か困ったときに助け合える程度」が16.7%にとどまり、地域活動やボランティア活動への参加状況については、「参加している」が31.8%にとどまります。

本市の人口構成からみると、地域活動への参加者は今後も高齢化が進むことが見込まれており、元気な高齢者の参加に加え、若い世代の参加を促進する必要性が高まっています。また、地域課題に対し地域が主体となって解決に向けて取り組むことができるよう、全ての住民が、地域のことを自分のこととして捉え、主体的に取り組むことができるよう、行政主体による環境づくりはもとより、地域福祉の重要性に関する意識を醸成するなどによって、お互いに支え合う仕組みづくりを進める必要があります。

(2) 相談支援体制の必要性の高まり

核家族化の進行や高齢者単身世帯の増加などにより、困ったことや悩みごとがあるときに、身近なところに、気軽に相談できる相手がなく、ひとりで抱え込むケースが増加することが懸念されています。また、近くに公的な相談場所がなかったり、相談場所がわからなかったりといったケースも想定されます。

「社会福祉協議会」、「民生委員・児童委員」は身近な相談相手と考えられますが、アンケート調査では、認知度について、1割程度がそれぞれを「知らない」と回答しており、さらなる周知が必要です。

また、国においては、断らない相談、参加支援、多機関協働といった重層的な相談体制の整備を促進しており、本市においても、関係機関等との連携を強化し、これらの国が示す方針に即した整備を進める必要があります。

(3) 安全・安心に暮らせる地域づくりの必要性の高まり

近年においては、大規模災害が日本各地において発生しているほか、子どもや高齢者などの弱者が被害となる犯罪などが頻繁に報道されています。本市は比較的災害の発生が少ない地域ですが、災害に対する住民の意識は高まっているとともに、弱者を被害等から守る地域活動が行われているなど、安全・安心に対する住民の意識は高まりつつあります。

アンケート調査では、「地域の防災・防犯体制」について、28.7%の方が“不満”と回答しているほか、災害発生時の避難場所を25.0%の方が「知らない」と回答しています。

住民や事業者、行政が一体となり、自らの身は自らで守ることを基本的としつつ、日常からの見守りや防災訓練、防犯活動の実施など、弱者のみならず、全ての住民が、安全・安心に暮らせる地域づくりを進める必要があります。

(4) 住み慣れた地域で自分らしく暮らせる環境づくりの必要性の高まり

誰もが住み慣れた地域で、いつまでも住み続けられる地域が地域福祉の理想の形であり、子どもから高齢者まで、障がいのある人、介護を必要とする人など、全ての人々が、どのような状況になっても、必要なサービスを、必要なときに利用しながら暮らせる環境づくりが重要です。

アンケート調査では、富良野市の暮らしやすさについて、“暮らしやすいとは思わない”が27.2%を占め、また、安心して暮らせる地域にするために重要な取り組みについては、「子育て環境の充実」と「交通の利便性の確保を進める」が上位にあげられています。定住意向を維持・向上させるためにも、子育て世帯への支援充実に併せ、移動手段の充実が重要といえます。

国においては、施設から地域への移行を促す各種の福祉施策を展開しており、地域での自立を支え、自立が難しい人に対しては、十分な情報提供のもと、福祉サービスの利用に併せ、地域全体で支援する体制を構築する必要があります。

第2節 福祉に関して共通して取り組むべき事項等

地域福祉計画は、地域に暮らす全ての人が安心して生活できる地域社会の実現を目指し、福祉に関する多様な課題に対して、行政と地域住民、関係団体が協働して取り組むための指針です。

この計画の策定にあたっては、改正社会福祉法に基づき、市町村が主体的に取り組むべき事項が示されており、特に「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に関する事項」などが重要な要素とされています。

市町村は、これらの趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた具体的な方針を示すとともに、必要な事項を加えて計画に盛り込むことが求められています。

以下に、本市におけるこれらの事項に対する基本的な方針を示します。

(1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき項目と方針

① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、防犯・防災、社会教育等）との連携

富良野市では高齢者や障がい者など、様々な課題を抱える方々が地域で役割を持ち、活躍できる環境づくりを進めています。ふれあいサロンやふまねっと教室は高齢者が地域活動に参加し、役割や生きがいを持てる場となっています。

また、地域活動支援センターでは創作活動や社会生活訓練を通じて、地域とのつながりや就労へのステップを支援しています。さらに就労支援事業所を活用した障がい者雇用の促進やボランティア活動の参加など福祉以外の分野との連携を通じて、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めています。

観光・農業など地域産業との連携も視野に入れ、誰もが地域の一員として活躍できる環境づくりを進めていきます。

②高齢、障がい、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

地域福祉の推進にあたり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護予防や認知症支援、地域包括ケアの充実に取り組んでいます。

全ての子どもたちが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送れるよう、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、保育・教育の充実や子育て相談体制の強化を進めています。さらに、障がいを理由とする差別解消に向けた啓発活動や、社会参加の促進に取り組めます。

これらの分野を重点的に取り組むことで、全ての世代が支え合いながら暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

③制度の狭間の問題への対応の在り方

相談の入口がどこであっても、適切な支援を届けることができるよう、関係機関との連携を図り、包括的な相談支援体制の構築を進めています。

毎月定例で実施している「支援会議」では、高齢者、障がい者、生活困窮などの担当者が集まり、支援対象者の情報を共有しながら支援の方向性や役割分担を協議しています。支援が困難なケースについても関係機関が連携して介入のタイミングや方法を検討し、より効果的な支援につなげています。

今後は、児童福祉の担当者もこの会議に取り込むことで、世代や制度の枠を超えた分野横断的な連携体制を一層強化し、制度の狭間にある課題にも的確に対応できる体制づくりを進めていきます。

④生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制

生活困窮者をはじめ、複合的な課題を抱える相談者に対して、分野横断的な支援が行える体制づくりを進めています。生活困窮者自立支援事業は富良野市社会福祉協議会の協力の下、相談支援や就労準備支援、家計改善支援などを実施しています。

福祉、医療、教育、就労などの関係機関と連携し、制度の枠を超えた包括的な支援を提供することで、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

⑤共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開

地域福祉の充実には、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが必要な支援を受けられる「共生型サービス」の展開が求められています。富良野市では認知症カフェやふれあいサロン、こども食堂など、住民が交流し、支え合うことを目的とした多様な取り組みが展開されています。こうした既存の取り組みを、地域共生社会の実現に向けた重要な資源と位置づけ、活動の継続・発展に向けた支援を行っていきます。

今後は対象を限定しない共生型の取り組みを広げるとともに、支援の「受け手」と「支え手」という固定的な関係にとらわれない、誰もが役割を持って参加できる地域づくりを推進していきます。

⑥居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、安定した住まいの確保が生活基盤の整備において不可欠です。市内は家賃水準が比較的高く、公営住宅の入居希望者も多いため、特に低所得世帯や生活困窮者にとって、安定した住まいの確保が課題となっています。

身寄りのない方が公営住宅に入居する場合は、保証人の確保が困難な場合も多く、市では相談に応じて保証人免除など柔軟な対応を行っています。しかし、入居者の死後における家財の処分や契約の整理など、残された課題も存在します。こうした課題に対応するため、住宅部局をはじめ福祉、医療、法律などの関係機関と連携し、身元保証や死後事務委任契約など、身寄りのない方への分野横断的な包括的支援体制の整備を進めていきます。

⑦就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

障がいや生活困窮、ひとり親など、就労に困難を抱える方々への支援は福祉、教育、労働などの分野を横断した総合的な取り組みが求められる課題です。富良野市では生活困窮者自立支援事業の一環として「就労準備支援」を実施し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を通じて就労へのステップを支援しています。

また、障がいのある方の雇用促進に向けて、公共職業安定所や特別支援学校などの関係機関と連携し、市内での雇用機会の創出に取り組んでいます。さらに障がい者雇用の理解促進を図るため、市内企業に対して障がいのある方への合理的配慮の提供について周知を行っています。

⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

自殺対策を地域福祉の重要な課題と位置づけ、心の健康づくりと孤立防止に向けた取り組みを進めています。毎年3月の自殺対策強化月間は、心の健康や自殺予防に関する広報活動を行い、市民の理解促進と関心の喚起を図っています。

また、ゲートキーパー養成講座やこころのサポーター養成講座等を開催し、身近な人の変化に気づき、適切な支援につなげられる人材の育成に努めています。さらに、自殺予防対策連絡会議を年1回開催し、関係機関との情報共有と連携体制の強化を図っています。

今後、福祉・医療などの分野を横断した支援体制を整備し、誰もが孤立せず、安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。

⑨市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

判断能力に不安のある高齢者や障がい者などの権利擁護を地域福祉の重要な柱と位置づけています。権利擁護センターでは、法人後見や専門職後見による専門的支援を推進しています。

また、後見制度の利用に至らない場合でも、「あんしん預かり事業」により、通帳や貴重品を預かり、生活に必要な金銭の引き出しや家計管理の支援を行うことで、本人の自立と安心した生活を支えています。

引き続き、福祉・医療・司法などの関係機関と連携し、地域全体で権利擁護を支える体制の充実を図ります。

⑩高齢者や障がい者、子どもへの統一的な虐待への対応や家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題への支援の在り方

高齢者の虐待については地域包括支援センター、障がい者に関しては福祉課が中心となり、虐待対応マニュアルに基づき迅速な対応を行っています。子どもの虐待については、こども家庭センターが中心となり、サポートプランのもと早期の介入と継続的な支援を実施しています。

また、虐待を行った介護者・養育者が抱える心理的・経済的な課題への支援の在り方を検討し、関係機関と情報共有・連携し、再発防止に向けた体制の強化を進めています。

今後、虐待の未然防止と早期対応を両立させる地域福祉の推進に努めていきます。

⑪保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

犯罪をした人が地域で安心して暮らし、再び社会の一員として生活できるよう支援することは、地域福祉の重要な課題です。富良野市では、保護司を中心に、保護観察対象者との面談を通じた支援を行っており、個々の状況に応じた助言や生活支援が実施されています。また、社会の偏見をなくし、誰もが受け入れられる地域づくりを目指して「社会を明るくする運動」にも取り組んでいます。

今回の地域福祉計画では、再犯防止に関する施策を計画に包括的に位置づけることで、保護司や更生保護団体、協力雇用主会との連携を強化し、生活基盤の安定に向けた包括的な支援体制の構築を進めていきます。

地域住民の理解と協力を得ながら、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

⑫地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

地域住民が気軽に集い、交流や情報交換ができる場の整備は、地域福祉の推進において重要な要素です。地域コミュニティセンターをはじめ、ふれあいセンター、子育て支援センター等、既存施設を活用した交流の場が整備されています。これらの施設は、地域住民同士のつながりを深め、支え合いの基盤となる重要な拠点です。

今後は、既存施設のバリアフリー化などの環境整備を進めるとともに、住民主体の活動がより活発に行われる場づくりを推進していきます。

⑬「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理

富良野市では、地域住民が主体的に活動できる身近な圏域を連合町内会単位とし、地域包括ケアは市内全域を1つの圏域として設定しています。

富良野管内人口の減少に伴い、医療、介護、障がい者福祉などの分野において、4町村（中富良野町、上富良野町、南富良野町、占冠村）との広域的な連携が重要となっており、今後も協力体制の強化を図っていきます。

⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進

富良野市では地域福祉の充実に向けて、行政と地域住民、企業、団体が協力する官民協働の体制づくりを進めています。赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金は地域の善意に支えられ、ひとり親世帯や高齢者の支援、ボランティア活動などに活用されています。

また、ふるさと納税による寄付金は医療・介護・福祉の分野に役立てられています。さらに、民間事業者との見守り協定などの連携の形も広がっています。

今後は、これらの取り組みを継続し、地域課題を共有しながら、誰もが地域福祉に関心を持ち、参加できる環境づくりを目指します。

⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制

富良野市では地域福祉の推進にあたり、福祉・保健・子育て・就労支援などの分野が連携し、地域課題に包括的に対応できる体制づくりを目指しています。介護保険制度、障がい者支援制度、子育て支援、生活困窮者自立支援制度など既存の補助事業を有効に活用しながら、庁内関係部署や支援機関との連携を強化していきます。

今後も、国の制度の動向を注視し、必要に応じて制度の活用や体制の見直しを検討していきます。

⑯役所内の全庁的な体制整備

毎月開催している「支援会議」では高齢者、障がい者、生活困窮者などの支援に関わる多機関が情報を共有し、支援方針を協議する場として機能しています。ゴミ屋敷やひきこもり支援など複合的な課題を抱える住民への支援体制を広げていくことが課題であり、今後は、こうした取り組みを庁内全体に広げ、課題ごとに柔軟に対応できる庁内横断的な連携体制の強化を図っていきます。

(2) 包括的な支援体制の整備

富良野市は「つながり 支え合い 共に生きるまち ふらの」を計画の基本理念に地域福祉施策を進めてきました。

行政による一方的な扶助型の福祉ではなく、市民参加型の福祉へと転換を進め、地域に暮らす市民や活動団体等が相互に支え合うまちづくりを進めていきます。

- 「受け手」「支え手」に固定されない社会参加の場づくりを推進します。
- 複合化した課題を抱える事例や、制度の狭間などの事例に対応するべく、「制度・事業中心」の考え方から「本人・世帯中心」の支援に視点を切り換えます。
- こども、高齢者、障がい、生活困窮など、各分野の相談窓口の機能を強化し、相談の入口がどの機関であっても、連携をとり、相談者の抱える生活課題が包括的に受け止められる相談体制の構築を目指します。
- 多機関・多職種の連携を強化し、チームとして専門分野を活かした支援ができる体制の構築を目指します。
- 専門人材の計画的な育成・配置を行い、相談体制の質と量の充実に努めます。

第5章 地域福祉計画の施策体系

第1節 計画の基本理念

福祉に関わる法律や制度の改正、アンケート調査の結果などを踏まえ、本計画における基本理念を以下のように定めます。

□基本理念□

つながり 支え合い 共に生きるまち ふらの

この基本理念は、これまで展開されてきた、行政による一方的な扶助型の福祉ではなく、市民参画型の福祉（サービス利用者視点に立った福祉の在り方）へと転換していくことを願い、第3期計画で定めたものと同様の内容です。これまでの、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。

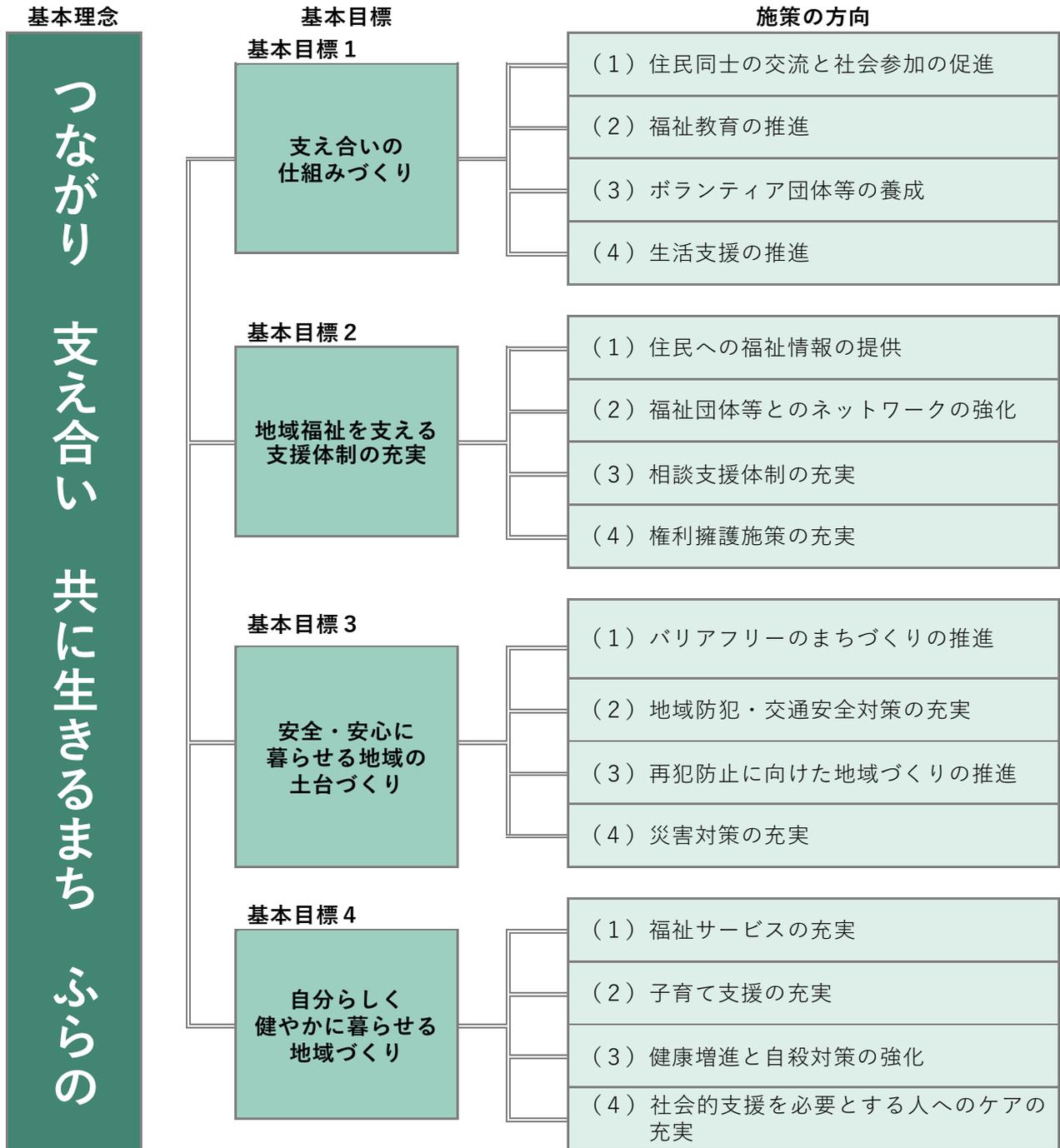
上記の趣旨は本市における地域福祉を推進する上で引き続き根幹を成すものであることから、第3期計画の理念を継承しながら、地域共生社会の実現に向けた取り組みをさらに深化させていきます。

また、この基本理念は「第6次富良野市総合計画／中期計画」に定められた保健・医療・福祉分野に関する施策の展開方向「輝く。つながり合う。ひとのWA!」にも即した内容であり、住み慣れた地域の中で安全・安心に暮らすことができ、子どもから高齢者まで、世代や性別を超えた交流と助け合いの中で、誰もが安心して自分らしく自立した生活ができる福祉のまちづくりを進めます。

第2節 施策体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、以下の施策を推進していきます。

□施策体系□



第6章 施策の展開

基本目標1：支え合いの仕組みづくり

住民が互いに尊重し合い、安心して暮らせる地域社会づくりに向け、福祉団体・企業・学校・市など多様な主体が協働し、相談支援や交流の場を整備することで孤立や生活困難を未然に防ぎます。また、子育て世代や高齢者、障がいのある人など幅広い住民が参加できる仕組みを構築し、地域課題を共有・解決する力を高めます。さらに、地域活動を促進し、住民が主体的に関わることで持続可能な地域共生社会の実現を推進します。

□指標の設定（基本目標1）□

指標名	現状値	目標値	担当部諸等
①地域活動やボランティア活動への参加率「参加している」と答えた割合	31.8% (令和6年度)	40.0% (令和12年度)	福祉課
②近所付き合いの程度「困ったときに助け合える」と答えた割合	16.7% (令和6年度)	25.0% (令和12年度)	福祉課

資料：①②地域福祉計画市民アンケート調査より

(1) 住民同士の交流と社会参加の促進

地域共生社会を実現するためには、市民一人一人が日常的に互いに助け合える関係を築いていくことが欠かせません。地域福祉の推進は市民同士のつながりを基盤とするため、近隣での交流をはじめ、生涯学習やふれあいサロンなどの地域活動を契機として市民同士の交流を支援します。さらに、活動団体間の連携を深めることで、地域全体のつながりを強化し、共に支え合う力を高めていきます。

□主な取り組み□

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	地域福祉推進事業	住民自治組織による地域福祉活動支援を行います。	社会福祉協議会
②	ふれあいサロン事業の活用	高齢者が介護予防の取り組みに参加できる「ふれあいサロン事業」の推進を通じて、地域における高齢者同士のつながりづくりを図ります。また、乗り合いタクシーの利用など参加しやすい方法を一緒に考え支援します。	高齢者福祉課 社会福祉協議会
③	生きがい教室の開催	高齢者の生きがいづくりや教養の向上、健康増進、交流、学習などを目的に生きがい教室を開催します。	学びのまち 推進課
④	子育て支援センターにおける交流の推進	子育てサロン等を開催し、子育て中の保護者が集まり、悩み相談や保護者同士の交流ができる場を提供します。 子育て相談の充実を図るとともに、母子保健、児童福祉の各部署との連携強化を推進します。	子育て支援 センター
⑤	地域活動への参加促進	障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境を整備するため、公共施設におけるバリアフリー化を進めるほか、イベント等の開催において必要な配慮を提供します。	福祉課

(2) 福祉教育の推進

福祉教育は、市民の意識改革・共生社会の基盤づくり・地域課題の解決力向上・次世代育成を担う重要な役割を果たします。単なる知識の習得ではなく、地域住民が「気づき・考え・行動する」学びのプロセスを通じて、持続可能な地域共生社会を築くための原動力となります。全ての人それぞれの存在を認め合い、互いを尊重しながら自分らしく生きられる社会の実現に向けて、福祉教育を積極的に推進していきます。

□主な取り組み□

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	ボランティアスクール事業	富良野市ボランティア連絡協議会自主事業として開催しているイベントにおいて、市民はじめ福祉関係団体と子どもたちとの交流機会を創出します。	社会福祉協議会

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
②	ボランティア指定校の指定	児童・生徒がボランティアや社会福祉等への理解・関心を持ち、ボランティア活動を通じて「福祉の心」を育めるよう、ボランティア指定校を指定し、児童・生徒が行うボランティア活動を支援します。	社会福祉協議会
③	学童・生徒ボランティア活動推進会議参加校の拡大	学童・生徒ボランティア活動推進会議への参加校を拡大し、若年層のボランティアの心の育成を進めます。	社会福祉協議会
④	青少年赤十字活動の周知・啓発	JRC加盟校に対して、日本赤十字社の活動に関する周知・啓発並びに、青少年赤十字活動にかかる助成金事業を継続して実施します。	福祉課
⑤	青少年サークル「ねーびる」の活動支援	ボランティア活動を主体的に実践する高校生を支援します。子ども会活動のサポートを通じてシニアリーダーとしての資質向上を図ります。	学びのまち推進課
⑥	認知症サポーターの養成	認知症を正しく理解し、新しい認知症観に基づき、認知症の人や家族を支援する取り組みを推進するため、「認知症サポーター養成講座」を継続的に開催します。	地域包括支援センター
⑦	障がいや障がいのある人に対する理解の促進	広報ふらのに特集記事を掲載し、「発達障害啓発週間」や「障害者週間」の時期には市民啓発になるような企画・展示・講演会等を計画していきます。	福祉課

(3) ボランティア団体等の養成

「ボランティア」とは、自らの意思に基づき、他者や社会に対して貢献する活動やその担い手を指すものであり、福祉分野においても幅広い役割を果たし、地域福祉を支える上で欠かすことのできない存在となっています。

しかしながら、活動を担う人材の不足などの課題が顕在化しており、人口減少の進行に伴い、今後さらに深刻化することが見込まれます。

このため本市においては、社会貢献活動に取り組む個人や団体（法人）に対して必要な支援を総合的に展開するとともに、地域福祉の担い手として重要な役割を担うボランティア団体等の育成を推進していきます。

□主な取り組み□

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	ボランティア団体との連携	社会福祉協議会と協力して、ボランティア活動の参加意欲を高める啓発を行います。また、日本赤十字社の活動を通じて、赤十字奉仕団や青少年赤十字等への支援を推進します。	福祉課
②	ボランティアスキルアップ講座の開催	学校やことぶき大学、各種団体等からの要請に応じて、講座を開催します。	社会福祉協議会
③	ボランティアセンターの運営	社会福祉協議会において、ボランティアセンターの運営を行い、ボランティアによる支援を希望する人とボランティア登録者のマッチングを行います。 また、ボランティア団体の活動を支援し、団体同士の連携強化に努めます。	社会福祉協議会
④	ボランティア養成講座の開催	毎月1回ボランティア養成講座「富良野の和」を開催しボランティアを育成します。 また、各種研修会等を通じてボランティアの育成・技能向上を図ります。	社会福祉協議会

(4) 生活支援の推進

高齢化や家族機能の弱まり、地域のつながりの希薄化、経済的困窮、多様化する生活課題が背景となり、生活支援の推進が不可欠となっています。高齢者や障がい者、子育て世代、生活困窮者など、日常生活に困難を抱える人々が地域で安心して暮らし続けられるよう、制度の周知を図るとともに、地域生活支援事業や就労支援の提供を推進するなど、生活困難の未然防止に努めます。

□主な取り組み□

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	緊急通報システム事業	高齢者世帯等に緊急通報システムを貸与し、緊急時における連絡・援助体制を整備します。	高齢者福祉課
②	高齢者等配食サービス事業	身体的、精神的に調理が困難で援助する人がいない高齢者等に栄養バランスのとれた夕食を提供するとともに、安否確認を行います。	高齢者福祉課
③	外出支援サービス助成事業	JRやバスなど一般の公共交通機関の利用が困難な要介護高齢者等に対し、タクシー料金の一部助成を行います。	高齢者福祉課
④	除雪ヘルパー派遣事業	避難経路の確保を目的として、除雪が困難な高齢者等を対象に、15cm以上の降雪があった場合に、除雪ヘルパーを派遣して住居の出入口及び通路の除雪を行います。	高齢者福祉課
⑤	生活支援コーディネーターの配置	地域住民や関係機関との連携・調整を担う、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置。地域のニーズや社会資源を把握し、必要なサービスの企画・立案を行うとともに、生活支援サービスを担う人材の発掘・養成を進め、地域における支え合いの体制づくりを推進します。	高齢者福祉課 社会福祉協議会
⑥	地域生活支援事業	障がい福祉サービスを必要としている人に安定的に提供できるように、事業所の受入れ態勢の整備に努めます。また、制度の周知に努めます。	福祉課
⑦	自立生活に向けた就労支援の提供	就労支援事業所等との協力の下、障がいのある人がその適性や希望等を生かせる就労の場の提供に努めます。	福祉課

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
⑧	重度障がい者タクシー料金助成	在宅で生活する重度の身体障がい者に対し、タクシー料金の一部助成を行います。	福祉課
⑨	生活困窮者自立相談支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言・指導を行い、相談者自身の家計管理能力の向上を図るとともに、早期の生活再建を支援します。また、居住支援が必要なケース、ひきこもり支援、孤立・困窮状態の死後事務対応の在り方などの支援体制を検討していきます。	社会福祉協議会

基本目標 2：地域福祉を支える支援体制の充実

地域福祉を持続的に推進するためには、住民が必要な情報を適切に得られる環境や、福祉団体・事業者との連携体制、相談支援の充実、権利擁護の仕組みが不可欠であることから、広報や各種ガイドの活用を通じて福祉情報を分かりやすく提供し、住民の理解を深めます。

また、福祉団体や障がい福祉サービス事業者とのネットワークを強化し、地域全体で課題に対応できる体制を整備します。

さらに、相談支援の充実や障がいのある人等からの相談対応を強化し、生活上の困難に迅速に対応できる仕組みを構築します。

加えて、成年後見制度の活用や虐待防止など権利擁護施策を推進し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

□指標の設定（基本目標 2）□

指標名	現状値	目標値	担当部署等
①障がい福祉サービス等利用計画の作成率	92.0% (令和 6 年度)	95.0% (令和 12 年度)	福祉課
②権利擁護センター相談件数	新規 41 件 延支援 3,435 回 (令和 6 年度)	新規 50 件以上 延支援 3,500 回 (令和 12 年度)	福祉課・社会福祉協議会

資料：①福祉行政報告例 ②富良野市社会福祉協議会権利擁護センター実績より

(1) 住民への福祉情報の提供

広報紙やホームページ等を通じて福祉施策やサービスに関する情報を分かりやすく発信し、住民の理解と利用促進を支援するとともに、障がい福祉に関する地域資源を体系的に紹介することで、関係機関や住民が必要な支援につながりやすい環境を整備します。また、制度や利用方法を最新の情報に基づき提供することで、障がいのある人やその家族が安心して制度を活用できるよう支援するなど、住民への福祉情報の提供を強化し、地域福祉の基盤を強化します。

□主な取り組み□

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	広報紙による情報提供	福祉情報に関する記事を「広報ふらの」に掲載し、市民に広く周知します。	福祉課
②	ホームページによる情報提供	富良野市のホームページを適宜見直し、よりわかりやすく、使いやすいものとし、ユニバーサルデザインを意識した設計を心がけます。	スマートシティ戦略室
③	介護保険・高齢者福祉サービスガイドの活用	介護保険制度への理解を深めてもらうため、65歳となった市民に対し、「介護保険・高齢者福祉サービスガイド」を介護保険証と同封して送付します。	高齢者福祉課
④	富良野市障がい福祉社会資源ガイドの活用	障がい福祉サービスを受けようとする市民に対し、「富良野市障がい福祉社会資源ガイド」を活用してわかりやすい説明を行うよう努めます。	福祉課
⑤	心身障がい者手帳の手引きの更新	障がいのある人が利用する各種サービス等についてまとめた「身体障がい者の手引き」「療育手帳の活用方法」「精神障害者保健福祉手帳の活用方法」について、法改正等に対応した内容の更新を随時行います。	福祉課
⑥	子育てガイドブック・子育て支援アプリの利用拡大	子育てに関する支援サービスの情報をまとめた「子育てガイドブック」や「子育てガイドマップ」の内容充実を図るとともに、市Webサイトによりわかりやすい情報提供に努めます。また、子育て支援アプリにおけるわかりやすいコンテンツの配信に努めます。 「子育てガイドブック」の発行、HPへの掲載、子育て支援アプリでの配信等で、利用しやすい情報管理に努めます。	子育て支援センター
⑦	住民支え合いマップの作成・更新	地域の支援が必要と考えられる人とその人への住民の関わりを住宅地図に落とし込み、地域の支え合い活動を把握し、福祉課題の抽出に役立つ「住民支え合いマップ」の作成・更新を推進します。	福祉課

(2) 福祉団体等とのネットワーク強化

地域における福祉ニーズは多様化・複雑化しており、従来の家族や近隣による支え合いだけでは十分に対応できず、行政や福祉団体、事業者、ボランティアなど多様な主体が連携して課題解決に取り組む必要があることから、関係団体間の情報共有や協働の場を設け、課題解決に向けた連携を推進します。また、介護保険サービス事業者や障がい福祉サービス事業者との連携を深め、サービスの質と効率性を高めるとともに、住民が必要な支援につながりやすい環境を整え福祉団体等とのネットワークを強化し、地域全体で支え合う体制を整備します。

□主な取り組み□

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	障がい福祉サービス事業者との連携強化	<p>自立支援協議会において研修会やケース会議を定期的に行い、地域課題の共有と解決に向けた協働を勧めます。</p> <p>これらの会議に事業者や関係機関の参加を促していきます。</p>	福祉課
②	保育所・幼稚園等との連携強化	<p>多様化する子育て支援ニーズに対応していくため、保育所や幼稚園との連携を強化し、質の高い子育て支援サービスの提供を図っていきます。</p> <p>保育や幼児教育に関連する研修の充実、関係機関との連携により個別支援の充実を推進します。</p>	こども未来課
③	高齢者クラブとの連携	<p>高齢者クラブへの支援を通じて、身近な地域における高齢者の交流の活性化を図ります。</p>	高齢者福祉課
④	介護保険サービス事業者との連携強化	<p>市民に介護保険サービスを提供する事業所との連携を強化し、多様なサービスの確保を図るとともに、その持続性の確保を図ります。</p>	高齢者福祉課

(3) 相談支援体制の充実

地域に暮らす全ての住民が安心して生活できるように、福祉に関する多様な課題に対応するため、専門的な相談窓口の整備や相談機能の強化を進め、迅速かつ的確に支援につなげる仕組みを構築します。特に、高齢者や障がいのある人、また、その家族からの相談に丁寧に対応し、必要な福祉サービスや地域資源へ円滑に結びつける体制を整えます。

さらに、関係機関との連携を強化し、複雑化する生活課題に対して包括的に支援できる環境を整備することで、誰もが安心して相談できる地域福祉の基盤を確立します。

□主な取り組み□

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	高齢者からの相談対応	高齢者とその家族の暮らしの総合相談窓口として、地域包括支援センターを中心に、幅広い相談への対応を行います。	高齢者福祉課
②	障がい者相談支援の充実	市内の障がい者相談支援事業所と連携しながら、利用者一人一人の希望や生活状況等に合ったサービス等利用計画の作成に努めます。 障がい者相談支援事業所による、適切な支援やサービスの利用を促します。	福祉課
③	子育て相談窓口の機能強化	育児不安や発達の不安など子育て全般の相談に対応するほか、それぞれのケースに応じた適切な支援につなげていきます。	こども家庭センター
④	生活困窮者自立相談支援センターによる支援	家計や仕事など生活に幅広く対応し、課題の整理や支援計画の作成などを行うことで、生活保護に至る前の段階から困窮者を支援します。	社会福祉協議会
⑤	相談体制の強化	市民相談室と消費生活センターを同じ部屋に配置し、関連する相談に連携して対応することにより、市民相談の機能強化を図ります。	市民相談室
⑥	健康相談	市民の心身の健康に関する不安や疑問に対して、電話・来所相談・家庭訪問等で個別相談に応じ、健康の維持・増進を支援します。	保健医療課

(4) 権利擁護施策の充実

全ての住民が安心して暮らせる地域社会を実現するため、権利擁護施策の充実の重要性が高まっていることから、成年後見制度の利用促進・利用拡大を進め、判断能力が不十分な方や身寄りのない方々が安心して生活できるよう支援します。

また、制度利用に伴う負担を軽減し、必要な人が確実に制度を活用できる環境を整えるとともに、中核機関を設置し、関係機関との連携を強化することで、権利擁護に関する総合的な支援体制を構築します。

さらに、高齢者及び障がい者、児童虐待の防止と早期対応を徹底し、被害の未然防止と迅速な支援につなげる仕組みを整備し、誰もが尊厳を持って暮らせる地域福祉の基盤を確立します。

□主な取り組み□

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	権利擁護支援事業	病気や障がいなどにより判断能力が不十分な方や身寄りのないなどの理由で金銭管理やサービス利用手続に困難が生じている方を支援します。	社会福祉協議会
②	成年後見制度の利用拡大	成年後見制度の利用が必要と判断される人を把握し、適切な利用に向けた支援を行います。 権利擁護センターと随時情報共有を図りながら、成年後見制度担い手の維持に努めていきます。	福祉課 高齢者福祉課
③	市長申立の実施	後見制度の利用が必要で申立を行う親族がいない人について、市長による後見等開始審判請求を実施します。 本人の意思決定支援を大切にし、権利擁護支援につなげます。	福祉課 高齢者福祉課

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
④	費用助成の実施	<p>申立人が市長又は親族等を問わず、申立費用や後見人等報酬費用助成を受けなければ、成年後見制度を利用できない方への助成を行います。</p> <p>国の動向を注視し成年後見制度を受ける利用者に不利益とならないよう、必要に応じて要綱等の見直しを行います。</p>	福祉課 高齢者福祉課
⑤	成年後見制度の利用促進	<p>成年後見制度に関する周知・啓発を図ります。</p> <p>判断能力が十分でない高齢者等の権利や財産が保護されるよう、成年後見制度の利用が適切と思われる市民に対して制度の利用を促していきます。</p>	福祉課 高齢者福祉課
⑥	中核機関の設置	<p>富良野市権利擁護センターを中核機関として位置づけ、権利擁護に関する相談機能を強化していきます。また、関係機関との連携を図り、制度の利用が必要と思われる市民に関する情報を共有します。</p>	社会福祉協議会
⑦	ネットワークの構築	<p>医療・福祉・介護・法律等の専門職により権利擁護が必要なケースや後見人への支援、権利擁護に関する課題について、検討する場を設置します。検討する協議会の設置に関する検討を行います。</p> <p>地域の権利擁護課題の共有を図るとともに専門職団体、関係機関との連携を強化します。</p>	福祉課 社会福祉協議会
⑧	法人後見事業	<p>成年後見業務の継続性、信頼性、福祉的専門性確保を目的として社会福祉協議会等が法人として後見業務を受任するための、市内の受任体制整備を図ります。</p>	社会福祉協議会
⑨	高齢者虐待の防止と早期対応	<p>高齢者虐待防止マニュアルに基づいて、関係機関との連携を図り、高齢者虐待の早期発見、早期対応に努めます。</p>	地域包括支援センター
⑩	障がい者虐待の防止と早期対応	<p>障害者虐待防止法に基づき、関係機関との連携及び情報共有を行い、障がい者虐待の早期発見、早期対応を図ります。</p>	福祉課

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
⑪	子どもに対する虐待の防止と早期対応	<p>こども家庭センターでは、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割を担い、児童虐待に対して早期対応を図ります。</p> <p>また、関係機関や地域を対象とした研修を実施し、虐待防止や子どもの権利擁護に対する社会的認識の向上に努めます。</p> <p>子育ての孤立化、児童虐待の予防のための施策の円滑な実施に努めます。</p> <p>さらに、要保護児童対策地域協議会の実務者会議の開催などを通じて、個別支援の充実を図るとともに、支援者の専門性向上のための研修等も実施します。</p>	こども家庭センター
⑫	孤立の予防と早期支援	<p>孤立による権利擁護課題の深刻化を見据えて、関係機関連携による早期発見と支援の仕組みをつくります。また学齢期から成年期までの孤立及びひきこもりに対し切れ目のない支援連携の仕組みづくりに取り組みます。</p>	福祉課 社会福祉協議会

基本目標3：安全・安心に暮らせる地域の土台づくり

高齢者や障がい者を含む全ての住民が安心して暮らせる環境を整えるためには、生活基盤を支える施策を総合的に展開する必要があることから、バリアフリーの推進、防犯・交通安全対策、再犯防止、災害への備えなど、これらの取り組みを一体的に展開することで、地域全体で安全と安心を共有し、持続可能な共生社会の基盤を築いていきます。

□指標の設定（基本目標3）□

指標名	現状値	目標値	担当部署等
①災害時の避難場所認知率「知っている」と答えた人の割合	72.0% (令和6年度)	80%以上 (令和12年度)	福祉課
②安全・安心メールの登録	10.7% (令和6年度)	12.0% (令和12年度)	総務課

資料：①地域福祉計画市民アンケート ②総務課担当より

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

全ての住民が安心して暮らし、社会参加できる地域社会の実現に向けて、バリアフリーのまちづくりを推進します。また、高齢者や障がいのある人をはじめ、多様な人々が生活の場で不便や障壁を感じることなく、地域活動や社会生活に参画できる環境を整えることを目指します。そのため、公共施設や交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、情報面でのアクセシビリティを確保するため、手話通訳者の派遣や点字・音声による情報提供を充実させます。

さらに、地域住民の理解を深める啓発活動を展開し、物理的な環境整備と併せて心のバリアフリーを推進し、誰もが自分らしく暮らし、安心して地域社会に参加できるまちづくりを進めていきます。

□主な取り組み□

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	市Webサイトのバリアフリー化	市のWebサイトにおいて文字の拡大機能、背景色の変更機能、読み上げ機能などへの対応を継続し、誰もが見やすく、わかりやすいコンテンツの提供に努めます。	スマートシティ戦略室

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
②	手話通訳者の派遣	要請に応じて通院時などに手話通訳者を派遣します。高度な通訳技術が求められる場合には、基幹相談支援センターと連携を図り手話通訳士等専門性の高い手話通訳者を派遣します。	福祉課
③	道路（歩道）・公園等の整備	歩行者が歩きやすい歩道の整備を進めます。 老朽化した遊具の撤去・更新等により、安心して遊べる環境を創出します。	都市施設課
④	公共施設におけるバリアフリー化	市内の施設・設備について、新規・既存を問わず、官民が一体となって、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン ⁶ の採用を積極的に推進します。年齢や障がいの有無に関わらず、全ての市民が使いやすい施設・設備を整備します。	都市建築課
⑤	子育て中の保護者に配慮された施設・設備の整備	公共施設などの整備・改修にあたって、乳幼児連れの家族が施設を利用しやすくなるよう、授乳スペースの確保やおむつ替えシートの設置などを進めます。	都市建築課
⑥	交通体系の整備	「山部・東山・島ノ下地区コミュニティーカー」や「ふらのり」等の市民の移動手段確保に努めます。また、利用状況等を踏まえつつ、その持続性も確保していきます。	企画振興課 山部支所 東山支所
⑦	市営住宅の供給	高齢者や障がい者、子育て世帯など、住宅の確保において特に配慮を要する人が居住しやすい市営住宅の供給に努めます。	都市建築課
⑧	障がいのある人などに配慮した図書の購入	視力の弱い人などが読みやすい大活字本や録音図書を購入します。	図書館

⁶ 文化や言語、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、可能な限り全ての人が利用しやすい製品やサービス、環境をデザインする考え方のこと。

(2) 地域防犯・交通安全対策の強化

安心して日常生活を営むためには、市民一人一人の心身や財産の安全が確保されていることが不可欠です。犯罪統計によれば、全国的には犯罪発生件数が減少傾向にある一方で、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害は増加傾向にあり、引き続き警戒が必要な状況にあります。さらに、本市は道内有数の観光地として四季を通じて多くの観光客が訪れる地域であり、交通手段の多くを自動車に依存していることから、安全に通行できる道路環境を維持することは、市民の安心な暮らしを支える重要な要素となっています。こうした状況を踏まえ、市民が日常生活において不測のトラブルに巻き込まれることのないよう、関係機関との連携を強化するとともに、正しい知識の普及と啓発に努め、安全・安心な地域社会の形成を推進していきます。

□主な取り組み□

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	防犯灯の設置・改修費にかかる助成措置	LED防犯灯の設置にかかる費用の50%を補助します。	コミュニティ推進課
②	消費者被害の防止と対応	悪質商法や振り込め詐欺などの被害から市民を守るため、富良野市消費生活センターにおいて、消費生活相談員による消費生活相談を実施します。	コミュニティ推進課
③	交通安全運動の実施	広く市民へ交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、積極的な交通安全活動への取り組みを推進します。	コミュニティ推進課
④	高齢者の交通安全対策	運転免許の有無により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることから、交通安全教室を開催し、反射材等の交通安全用品の普及に努めるとともに、高齢者運転対策事業を継続して実施します。	コミュニティ推進課
⑤	安全・安心メール	安全・安心メールの登録を促し、タイムリーな防犯情報の周知を図ります。	コミュニティ推進課
⑥	児童・生徒の健全な育成	小中学校において、薬物乱用に伴う心身への悪影響について理解を深めるための取り組みを行います。	教育支援課

(3) 再犯防止に向けた地域づくりの推進

全国的に再犯者率は上昇しており、令和3年には検挙人員の約半数を占めています。令和5年に国が「第二次再犯防止推進計画」を策定し、地方公共団体の役割を明確化したことを受け、北海道は「第二次北海道再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした人が地域に定着できるよう支援を強化し、安全・安心な社会の実現を目指しています。

本市においても、犯罪をした人が社会から孤立することなく、再び地域の一員として生活できるよう支援するため、関係機関や福祉団体との連携を強化し、就労支援や生活支援を通じて社会復帰を後押しするとともに、地域住民の理解を深める啓発活動を展開します。

□主な取り組み□

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	社会を明るくする運動の推進と再犯防止に関する啓発	社会を明るくする運動として、7月の強調月間を主に社明啓発集会や学校・事業所訪問、大型看板の設置、「広報ふらの」等を活用した広報・啓発活動などを行い、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域づくりを進めます。	福祉課
②	更生保護関係団体等との連携と活動支援	更生保護や非行防止の取り組みを支え、保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会、BBS会 ⁷ 等と連携した取り組みを保護観察所等の関係機関と協力しながら進めます。 更生保護活動の拠点の確保に努めるとともに、更生保護に関わる人材の確保への協力や日常生活の支援に携わる地域関係者や社明実施委員会組織との連携強化を図ります。	福祉課
③	更生保護関係団体や市民への啓発活動	へそ祭りなど地域のイベント会場で、更生保護活動団体の取り組みや、再犯防止活動についてリーフレットを配布し、周知を図ることで市民の理解を深めます。	福祉課

⁷ BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) 様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
④	情報共有体制の構築と強化	保護観察所や警察等の関係機関や保護司会、更生保護女性会などの民間協力者等と再犯防止に関する情報の共有を行い、ネットワークの強化を図ります。	福祉課

(4) 災害対策の充実

わが国は地形や気象条件から洪水・土砂災害が発生しやすく、さらに地震や火山活動も多発しています。加えて、温暖化の影響で大雨や短時間強雨の発生回数が増加しており、災害の頻発・激甚化が顕著となっており、安心して暮らせる環境を確保するためには、災害への備えを強化し、被害を最小限に抑える取り組みが不可欠です。

そのため、災害を未然に防ぐための施策に加え、発生時の被害軽減や迅速な復旧を可能とする体制整備を進めます。特に、高齢者や障がい者など災害時に支援を必要とする方々については、避難行動要支援者名簿の活用を促進するとともに、平常時から地域住民による支援体制を構築します。さらに、住民支え合いマップの作成・更新を推進し、災害時における共助の仕組みを強化するなど、災害に強い地域社会を形成し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現します。

□主な取り組み□

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	住民支え合いマップの更新と情報共有	支え合いマップを毎年最新の情報に更新し、民生委員の地区活動、防災担当者との共有、民生委員同士の相互協力や引継ぎ等に活用します。	福祉課
②	避難行動要支援者名簿の関係機関への個人情報提供の同意	災害時において自力で避難することが困難な方に対して、地域で手助けが行えるよう平常時から警察や消防、自治会、民生委員などに個人情報を提供するための同意書の提出を促進します。 また、庁内関係部署及び関係機関（保健所や社会福祉協議会）との連携強化に努めます。	総務課

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
③	安全・安心メールの登録促進	<p>災害時における避難に不安がある市民が、迅速に避難できるよう、安全・安心メールへの登録を促すとともに、システム障害等に備えて情報伝達手段の多重化を図ります。</p> <p>出前講座、一日防災学校の間を活用するとともに、HPや広報誌を活用した周知に努めます。</p>	総務課
④	自主防災組織の活動支援	<p>自分たちの地域は自分たちで守るという自覚や連帯感に基づき、災害による被害の予防・軽減のための活動を行う自主防災組織の活動を支援します。</p>	総務課
⑤	防災知識の普及啓発	<p>町内会や各種団体が企画する避難訓練を支援するとともに、防災に関する出前講座を開催し、防災知識の普及・啓発に努めます。</p>	総務課

基本目標 4：自分らしく健やかに暮らせる地域づくり

少子高齢化や地域のつながりの希薄化により、孤立や生活不安を抱える人が増え、従来の制度やサービスだけでは十分に対応できない状況があります。こうした現状を踏まえ、地域に暮らす全ての人が互いに尊重され、安心して自分らしく健やかに暮らせる社会を築くことが必要です。

住民同士の支え合いを強め、健康づくりや子育て支援、介護予防などを総合的に展開し、誰もが孤立せず役割を持ちながら暮らせる環境づくりを推進します。

また、ボランティアや地域団体、事業者、市が協働し、交流の場や居場所づくりを推進することで、持続可能で包摂的な福祉のまちづくりを目指します。

□指標の設定（基本目標 4）□

指標名	現状値	目標値	担当部署等
①開放日・子育てサロン開催回数	428 回 (令和 6 年度)	開催回数を維持 (令和 12 年度)	子育て支援センター
②産前・産後サポート事業開催回数	未実施 (令和 6 年度)	40 回 (令和 12 年度)	保健医療課
③通いの場等への健康教育リピート率	19 か所 (令和 6 年度)	同一団体のリピート率 80% (令和 12 年度)	保健医療課
④介護職員研修等受講料の助成	—	10 件 (令和 12 年度)	高齢者福祉課

資料：①こども未来課（子育て支援センター）より ②保健医療課より

(1) 福祉サービスの充実

少子高齢化や地域コミュニティの弱体化により、介護や子育て、障がい者支援、生活困窮者支援など多様な福祉ニーズが増大しており、住民が安心して暮らせる地域社会を維持するためには、福祉団体、事業者、住民、市が協働して持続可能な体制を構築し、包括的な福祉サービスを充実することが不可欠です。

高齢者の在宅生活を支える介護サービスの適正な運営や認知症患者への支援、障がい者の就労支援など、何らかの支援が必要な人が必要なサービスを受けられるよう、支援体制の整備を進め、支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができる地域づくりを目指します。

□主な取り組み□

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	ひとり暮らし高齢者調査	ひとり暮らしの高齢者を対象に、非常時における連絡先等の把握を行います。	高齢者福祉課
②	民生委員児童委員による高齢者宅訪問	民生委員児童委員が市内の高齢者がいる世帯を訪問し、ひとり暮らしや支援が必要な高齢者を把握するとともに、緊急連絡先を把握します。	福祉課
③	地域ケア会議の開催	地域ケア個別会議を開催し、多職種による個別ケースの支援内容の検討を行うほか、地域課題を把握します。 関係機関会議を開催し、多職種連携及び協働の体制づくりに向けた情報交換、事例検討等を行います。	地域包括支援センター
④	在宅医療・介護の連携	多職種研修会等により、医療・介護関係機関職員に対して連携の理解推進を図り、切れ目のない支援提供体制の構築を図ります。	地域包括支援センター
⑤	介護保険事業の適正な運用	過去実績と将来推計を詳細に分析して検討し、適切な介護保険サービスの提供に取り組みます。	高齢者福祉課

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
⑥	福祉用具の貸与・購入及び住宅改修への補助	<p>高齢者の日常生活における自立支援、介護者の負担軽減を図るため、介護保険事業に基づく福祉用具の貸与を行います。</p> <p>また、高齢者が自宅で転倒等により要支援・要介護状態となることのないよう、住宅改修にかかる費用の一部を助成します。</p>	高齢者福祉課
⑦	認知症に関する相談対応	<p>地域包括支援センターを中心に、高齢者の認知症相談に対応します。本人や家族、関係機関からの相談に適切な支援を行います。</p>	高齢者福祉課
⑧	シルバー人材センターとの連携強化	<p>就労希望のある高齢者に対し、軽度の就労の場を提供することで、収入を得るとともに、地域における生きがいづくりを促進していきます。</p>	高齢者福祉課
⑨	介護人材の確保	<p>介護職員初任者研修や介護支援専門員研修、介護福祉士国家試験の受講料の一部助成をはじめとした支援等を行い、人材の確保と資質向上を図ります。</p>	高齢者福祉課
⑩	障がい福祉サービスの提供	<p>市内外の障がい福祉サービス事業所と連携し、障がい者等が日常生活に必要な、介護や支援等を提供します。</p>	福祉課

(2) 子育て支援の充実

核家族化の拡大などの社会状況の変化により、子育て世帯が孤立しやすく、育児や教育に関する不安や負担が増大している中において、安心して子どもを産み育てられる環境を整えることは、地域社会の持続的な発展に不可欠であり、子育て支援の充実は重要な課題となっています。国においては、2023年4月にこども家庭庁を発足し、「こどもまんなか社会」実現の司令塔として、子どもの最善の利益を第一に少子化対策や福祉向上などを総合的に推進しています。

本市においても、保育サービスの安定的な提供の維持、子育て世帯が気軽に相談できる体制や交流拠点の充実に取り組むとともに、地域全体で子育てを支える仕組みを強化します。

□主な取り組み□

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	不妊症・不育症治療等への支援	子どもを望む方の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療・先進医療の治療費と交通費、不育症の治療費を助成します。	保健医療課
②	母子手帳の交付・妊婦等包括相談支援	妊娠届出時から出産後において、保健師等が面談を行い、妊娠から産後の生活に必要な準備や体調管理、育児に関する情報提供や個別的な支援を包括的に実施します。 妊娠届出のあった妊婦に母子手帳を交付するとともに、必要時に関係機関と連携しながら、妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産に臨めるよう保健指導を行います。	保健医療課
③	乳児家庭全戸訪問・産婦訪問	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態や養育環境の確認、育児相談などを行います。	保健医療課
④	乳幼児健康相談・乳幼児健診	乳幼児健康相談及び乳幼児健診を実施し、発育・発達の確認や育児相談を行い、育児不安の軽減に努めます。	保健医療課
⑤	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実	妊婦等包括相談支援事業、産前・産後サポート事業、産後ケア事業など妊娠期から切れ目のない支援を行い、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進めます。 また、こども家庭センターの認知度向上を図り、相談機関としての機能を充実させるとともに、他機関との協働により、切れ目のない支援が提供できるよう努めます。 さらに、オンライン相談の導入により、利用者の利便性を高めるほか、育児や発達に関する不安など、子育て全般の相談に対応するとともに、各ケースに応じた適切な支援の提供に努めます。	保健医療課 こども家庭センター
⑥	経済的支援の充実	国、道が実施する子ども子育て世帯への経済支援を確実に実施することに加え、市独自の経済支援の対象や内容を検証しつつ、住民ニーズに応じた支援を推進します。	保健医療課 こども未来課 子育て支援センター

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
⑦	子育て支援サービスの確保	<p>市内の保育、幼児教育施設において、子ども一人一人への個別支援を充実させるなど、保育・教育の質の向上を図ります。</p> <p>また、子育て世帯の多様なニーズに対応できるよう、各種事業を推進します。</p>	こども未来課
⑧	家庭生活支援員派遣事業の充実	<p>家庭生活支援員派遣事業と相談支援を合わせて行うことにより、ひとり親家庭の自立支援の充実を図ります。</p>	こども未来課
⑨	放課後児童クラブ	<p>放課後、共働き等で保護者のいない家庭の小学生を対象に、「放課後児童クラブ」を開設し、子育て支援に努めます。</p> <p>放課後の子どもたちの安心・安全な居場所の確保の面で必要な施設の管理、人員の確保に努めます。</p>	教育支援課
⑩	放課後こども教室	<p>放課後の子どもたちの安全安心な居場所や文化スポーツ活動等の体験を通して、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに努めます。</p> <p>市内学校数の推移をみながら、必要な人員の確保に努めます。</p>	学びのまち推進課
⑪	ファミリー・サポート・センター事業	<p>相互援助活動としてサービスの継続的な提供を可能にするため、研修や会員同士の交流活動を推進します。</p> <p>また、広く市民への周知活動を継続し、提供会員数の維持に努めます。</p>	子育て支援センター
⑫	スクールカウンセラーの配置	<p>児童・生徒が抱える心の問題に対し、保護者や教員を含め、心のケアや支援を行うスクールカウンセラーを配置し、成長期にある子どもの困りごとの解決を支援します。</p> <p>市内学校数の推移をみながら、必要な人員の確保に努めます。</p>	教育支援課

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
⑬	発達に不安のある子どもの早期発見と早期対応	<p>乳幼児健康相談や乳幼児健診等を通じて、発育・発達を確認し、必要に応じて育児相談を行うことで、保護者の育児不安の軽減を図ります。</p> <p>また、支援が必要な子どもに対しては、通園センターの利用を促すほか、児童発達支援センター「すくすく」による側面支援を行い、サービス担当者会議の開催やあそびの教室を通じて療育支援を行います。</p> <p>さらに適宜療育相談を行い、各種療育支援サービスにつなげます。</p> <p>医療や福祉との連携を強化し、多様なニーズに対応できるよう努めます。</p>	保健医療課 こども家庭センター
⑭	子育て相談窓口の機能強化【再掲】	<p>育児不安や発達の不安など子育て全般の相談に対応するほか、それぞれのケースに応じた適切な支援につなげていきます。</p>	こども家庭センター

(3) 健康増進と自殺対策の強化

生活習慣病や心身の不調の増加は住民の健康寿命に影響を及ぼしており、予防的な取り組みと心の健康保持が重要となっています。また、自殺は依然として深刻な課題であり、特に子どもや若者の自殺者数増加への対応が急務となっています。国では健康増進法の改正により生活習慣病予防や受動喫煙防止を強化し、自殺対策基本法の改正によって子どもの自殺防止を社会全体の責務とし、自治体に計画策定と体制整備を義務づけています。

本市では、住民の健康増進を図るために食生活改善や運動習慣の定着、禁煙支援などを推進するとともに、心の健康保持に資する相談体制や啓発活動を強化します。

また、自殺対策については、改正法の趣旨を踏まえ、子どもや若者を含む全世代に対する予防施策を展開し、学校・医療機関・地域団体が連携した支援体制を整備します。特に、孤立防止や早期発見・早期対応を重視し、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指します。

□主な取り組み□

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	健康教育の実施	生活習慣病の予防や介護予防など、日々の健康に関する新しく正しい知識を取り入れ、その普及を図るとともに、適切な指導・支援を行います。	保健医療課
②	特定健康診査・がん検診の受診勧奨	特定健康診査・がん検診の受診率向上を図り、生活習慣病の早期発見・早期治療、健康寿命の延伸を目指します。	保健医療課
③	健康相談の実施	健康診断の結果に基づき、事後支援・特定保健指導の個別の健康相談を行います。	保健医療課
④	医療体制の確保	圏域の医療及び救急体制等確保のため、医師会と連携し医療体制の確保を図ります。	保健医療課

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
⑤	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	<p>KDB⁸データ等により把握した地域の健康課題をもとに、国保の保健事業や介護予防事業と連携した取り組みを進めています。</p> <p>健診受診勧奨、健康状態不明者の訪問、低栄養・身体的フレイル・生活習慣病重症化予防対象者へのハイリスクアプローチ、リハビリテーション専門職と連携した通いの場等におけるフレイル予防の健康教育・健康相談等のポピュレーションアプローチを実施しています。</p>	高齢者福祉課 保健医療課
⑥	ふらの健幸ポイント事業	<p>日々の歩数の測定を中心に、健康づくりに取り組むことを目的に、市民の主体的な健康づくりを支援します。</p> <p>ウォーキングや体組成測定、特定健診・がん検診受診など健康づくりに取り組むことでポイントがたまり、たまったポイントに応じて商品券などと交換できます。</p>	保健医療課
⑦	自殺予防の普及啓発	<p>自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、ポスターの掲示や心の健康及び自殺予防の正しい知識習得に向けて研修を行います。</p>	福祉課
⑧	ゲートキーパー養成研修	<p>市民が周りの人の異変に気づくこと、また、気づいた場合に適切に行動できるゲートキーパー⁹を養成します。</p>	福祉課
⑨	働く世代への健康講座	<p>市内事業所等の要望に応じて、出前講座を開催し、心の健康に関する情報提供を行います。</p>	保健医療課

⁸ 国民健康保険の加入者に関する健診・医療・介護のデータを一元的に管理・分析するための国のシステム。

⁹ 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人。

(4) 社会的支援を必要とする人へのケアの充実

経済的困窮や家庭環境の変化、心身の不調などにより生活の安定が難しい人々が増えており、安心して暮らせる地域社会を維持するためには支援体制の強化が不可欠です。特に、生活困窮者やひとり親家庭、障がい者、高齢者など社会的支援を必要とする人々への包括的なケアが重要です。

本市では、相談窓口の整備や支援の一元化を進め、就労・居住・医療などのサービスを連携させることで迅速な支援を提供するとともに、地域住民や団体との協働を通じて孤立防止と社会参加を促し、誰もが安心して暮らせる地域社会の形成を目指します。

□主な取り組み□

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言・指導を行い、相談者自身の家計管理能力の向上を図るとともに、早期の生活再建を支援します。	社会福祉協議会
②	歳末たすけあい要援護世帯調査	こども未来課、児童養護施設、介護事業所等関係機関の協力を得て調査を行い、ひとり親世帯、施設入所児童、在宅重度要介護者世帯に対し義援金を配分します。	社会福祉協議会
③	居住環境の安定的な提供	高齢者や子育て世帯、低所得者等が安定した生活を送ることができるよう、市営住宅を提供します。中長期的な視点に立って、改修・建て替え等を実施します。	都市建築課
④	障がいのある人等からの相談対応	富良野地域生活支援センター及び関係機関と連携し、障がいのある人などからの相談対応を行うほか、地域生活課題の解決に向けた支援を行います。 関係機関との連携を強化し、課題が複合化している事例においては分野を横断した連携を行い、相談支援に取り組んでいきます。	福祉課

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
⑤	ひとり親家庭への相談支援	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に対して、経済的支援や各種サービスの提供、暮らしや子どものことなど、日常生活全般に関する悩み相談、支援を行います。	こども未来課
⑥	DV相談支援	警察等の関係機関と連携しながら、相談者の安全確保や問題解決のための助言を行います。	コミュニティ推進課
⑦	孤立に関する支援	居住支援、ひきこもり支援、死後事務支援等、孤立により引き起こされる課題について支援体制確保に向けた検討を進めます。	福祉課 社会福祉協議会
⑧	教育支援センターによる支援	何らかの理由で学校に通うことができなくなった子供を対象に学習、体験活動、カウンセリング等の支援を行います。	教育支援課

第7章 地域福祉の推進にあたって

第1節 計画の推進体制の強化・充実

地域住民の主体的な参画と福祉関係団体・事業者の協働のもと、地域での各種福祉活動や交流活動の支援などに継続的に取り組むとともに、地域住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事業者等がそれぞれの立場や役割を果たしながら、支え合い、連携して計画を推進していきます。

(1) 社会福祉協議会との連携の強化

住民へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域福祉推進の中心的な組織として位置づけ、事業運営等に対して支援し、地域の福祉活動を推進していきます。

(2) 民生委員・児童委員等との連携強化

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手であり、市民とともに活動するリーダーとしての役割を担っています。これらの委員が有する役割や特性を活かし、主体的な活動が展開できるよう、行政や町内会等との連携を強化し、ネットワークの構築を推進します。

(3) 更生保護団体との連携強化

更生保護団体は、犯罪や非行の防止、立ち直り支援を通じて安全・安心な地域づくりを進める重要な組織です。行政と連携し、啓発活動や地域イベントでの周知を支援することで、再犯防止と地域福祉の推進を図ります。

(4) 町内会との連携強化

町内会は、市民にとって身近な地域におけるコミュニティの1つであり、住民同士の支え合いの関係性を構築する上で中心的な役割を果たすことが期待される組織です。市民の町内会への参加促進を図るとともに、適切な情報共有・連携を図ることで、地域住民同士の支え合いを支援していきます。

(5) 団体・事業者等との連携強化

高齢者クラブ、婦人団体等をはじめ、地域の各種団体や住民グループ等が連携し、自主的に取り組む福祉活動の充実を図るとともに、NPO¹⁰や民間企業の協力を得ながら福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡大を図ります。

また、介護福祉サービスや障がい福祉サービスを提供する事業者、医療機関等との連携を図り、市民がライフステージ¹¹に応じた適切な支援を受けられるような体制づくりを進めていきます。

(6) 国・北海道、専門分野の関係機関との連携強化

国及び北海道の動向を把握しつつ、地域福祉に関連する情報共有、調査研究等に積極的に協力していきます。また、保健・福祉、医療など幅広い領域の関係機関との連携を深めます。

(7) 保育所、認定こども園、学校との連携強化

市内に所在する保育所、認定こども園、小中学校やPTAの協力を得ながら地域のきずなを深めるため、あいさつ運動や声かけ運動を推進するなど、連携を強化し、地域福祉活動の拡充を図ります。

第2節 市民・地域の役割

地域福祉の推進においては、市民による積極的な地域活動への参画が不可欠です。年齢や性別、障がいの有無など、あらゆる属性を越えた交流や助け合いの中で、誰もが安心してその人らしい暮らしを続けられる富良野市をつくっていくことが求められます。特に若い世代や子育て世帯の参加は、地域に新しい視点と活力をもたらします。世代を超えた交流は誰もが安心して暮らせる地域づくりに欠かせない力です。こうした思いを共有しながら、市民・地域の役割を以下のように定めます。

¹⁰ Non Profit Organization の略。営利を目的としない組織のこと。

¹¹ 年齢に伴って変化する生活段階のこと。

□市民や地域に期待する役割（自助・互助・共助）□

基本目標	役割
基本目標 1	<ul style="list-style-type: none"> ● 日頃のあいさつを積極的に行いましょう。 ● 地域の活動に参加しましょう。 ● 幅広い世代と積極的に交流しましょう。 ● 福祉について積極的に学びましょう。 ● ボランティア活動に参加しましょう。
基本目標 2	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報やホームページ等を活用し福祉情報を収集しましょう。 ● 困っている人がいたら、声をかける勇気を持ちましょう。 ● 地域の見守り活動に参加しましょう。 ● 自分だけで解決しようとせず、市役所や専門機関と相談しましょう。
基本目標 3	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難場所や避難経路、非常持ち出し品を確認しましょう。 ● 防災訓練に参加しましょう。 ● 人権について理解を深めましょう。 ● 特殊詐欺など、増加する犯罪について正しい知識を持ちましょう。 ● 普段から家族と定期的な連絡をとりましょう。 ● 互いの違いを認め合い、尊重しましょう。
基本目標 4	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康に関する正しい知識を身に付けましょう。 ● 生活習慣の改善でより健康な身体づくりを目指しましょう。 ● 定期健診などで自分の心身について理解を深めましょう。 ● ひとりで悩まず、家族や友人、民生委員・児童委員、相談窓口等に相談してみましょう。 ● 孤独・孤立の状態にある人のSOSを見逃さないようにしましょう。

第3節 計画の点検及び評価体制

本計画は、地域住民や各種団体の代表者が参加した「富良野市地域福祉計画市民委員会」の提言を受けながら、「つながり支え合う 共に生きるまち ぶらの」の実現を目標として定めたものです。

この目標を達成するためには、地域住民が主体的に地域づくりに関与し、担い手となって取り組むことが必要です。「富良野市地域福祉計画市民委員会」において、福祉分野における取り組みの進捗状況の定期的な点検・把握を行うとともに、必要な事項の協議を行います。

第4節 計画の周知

本計画の内容を幅広く市民に周知するため、「広報ぶらの」や市Webサイト等の各媒体を活用し、情報発信を行います。また、計画の普及を図るため、民生委員・児童委員や町内会などと連携し、一人一人の市民が主体的に地域づくりに関与できるよう努めます。

第8章 富良野市成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画の概要

(1) 計画策定の背景と趣旨

世界に類のない高齢化の進行に伴い、わが国の認知症患者の増加が懸念されているほか、障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現に向けた取り組みが推進されています。

本市においても、高齢化が進行しており、今後は認知症高齢者の増加が見込まれているほか、少子化や核家族化の進行に伴い、ひとり暮らしの高齢者も増加することが予想されます。こうした状況から、認知症への対策は喫緊の課題となっています。

このような中、国においては認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人のために、財産管理や日常生活における契約事務等を代行する後見人を家庭裁判所が選任する制度として、成年後見制度が平成12年4月から始まりました。

今後増加が見込まれる認知症高齢者や障がい者を支える家族の高齢化などにより、成年後見制度の需要は一層高まっていくと予想されており、十分に利用されていないことから、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」という。）を平成28年4月に公布し、同年5月に施行しました。その後、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」を、令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進計画」を閣議決定しています。なお、利用促進法第14条第1項には、「市町村の講ずる措置」として、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定める」ことが努力義務とされています。第二期の計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めています。

こうした国の動向等を踏まえ、本市においても、利用促進法の基本理念を念頭に、地域共生社会の実現を目指す包括的支援体制において多くの関係者と連携した「権利擁護支援」を一層充実し、成年後見制度を必要とする人が制度を利用しながら、安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進するため、「第2期富良野市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定します。

(2) 成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者である後見人・保佐人・補助人（以下、「後見人等」という。）を家庭裁判所が選任し対象者を法的に支援する制度です。選任された後見人等が預貯金等の管理を行ったり介護サービス等の利用契約を行ったりすることで、対象者の財産や生活を守ることができます。

□成年後見制度の種類□

◆任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わってしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で定めておく制度で、本人の判断能力が低下した際に四親等内の親族や任意後見受任者等が申立を行い任意後見監督人が選任されることで契約の効力が生じます。

◆法定後見制度

既に判断能力が不十分と判断されるときに、申立により家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。

補助、保佐、後見の三つの類型により後見人等に与えられる権限や職務の範囲が異なります。選任される後見人等については、家族などの親族後見人、第三者である専門職の専門職後見人、社会福祉法人等の団体が就任する法人後見、身近な地域の市民が就任する市民後見人などに分類されます。

□補助、保佐、後見の違い□

	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が常に欠けている状態の人
支援する人	補助人	保佐人	後見人
申立ができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等		
代理権	申立により裁判所が定める特定の法律行為		すべての法律行為（本人の同意は不要）
同意権・取消権	申立により裁判所が定める特定の行為	法律上定められた重要な行為のほか申立により裁判所が定める行為	日常生活に関する行為（日用品の買い物等）以外の法律行為

代理権：後見人等が本人に代わって契約等の法律行為を行える権限。

同意権：本人が契約等の法律行為をする場合には後見人等の同意が必要であるという権限。

取消権：後見人等の同意がないまま本人が法律行為等をした場合にその法律行為を取り消せる権限。

(3) 計画の位置づけ（計画の法的根拠）

基本計画は利用促進法第14条第1項における市町村計画として位置づけられるものです。条文では、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」とされており、「第4期富良野市地域福祉計画」の策定に合わせて策定します。

(4) 計画の期間

第2期となる基本計画の期間は、地域福祉計画と一体的に取り組むため、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2節 富良野市における現状と課題

(1) 成年後見制度の利用状況

1. 成年後見関係事件申立件数

富良野市における成年後見関係事件申立件数の推移は、以下のとおりです。毎年、一定程度の申し立てが行われています。

■成年後見関係事件申立件数の推移■

単位：件

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
法定後見	後見	7	7	7	5	4	2
	保佐	3	1	2	0	2	0
	補助	1	0	0	0	0	0
任意後見		0	0	0	0	0	1
計		11	8	9	5	6	3

資料：旭川地方・家庭裁判所

(注) 成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申し立て件数をいう。

令和2年から令和6年は1月から12月の件数、令和7年は1月から9月の件数である。いずれの件数も旭川地方裁判所統計による概数であり、今後の集計整理により、異動訂正が生じることがある。

2. 成年後見制度利用者数

富良野市における成年後見制度の利用者数の推移は、以下のとおりです。成年後見制度を利用している方は、年々増加傾向です。

■成年後見制度利用者数の推移■

単位：件

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
法定 後見	後見	30	34	39	43	42	43
	保佐	14	16	17	15	18	18
	補助	11	2	2	2	2	2
任意後見		0	0	0	0	0	1
計		45	52	58	60	62	64

資料：旭川地方・家庭裁判所

(注) 令和2年から令和6年は12月末時点の件数、令和7年は9月末時点の件数である。いずれの件も旭川地方裁判所統計による概数であり、今後の集計整理により、異動訂正が生じることがある。

3. 市長申立及び費用助成件数

富良野市による市長申立及び費用助成件数は、以下のとおりです。市長申立件数は、毎年数件行われています。後見人等に対する報酬費用の助成は毎年行われています。

■市長申立件数の推移■

単位：件

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法定 後見	後見	4	4	0	3	1	1
	保佐	2	0	1	1	1	0
	補助	0	0	0	0	0	0
計		6	4	1	4	2	1

資料：令和7年度は9月末時点の件数。

■費用助成件数の推移■

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申立費用	0	0	0	0	1	0
後見等報酬	0	2	4	6	5	2

資料：令和7年度は9月末時点の件数。

(2) 成年後見制度に関する富良野市の取り組み

1. 成年後見制度の普及啓発（福祉課、高齢者福祉課、社会福祉協議会）

市や社会福祉協議会のWebサイト、広報紙、パンフレットを活用し、成年後見制度や相談窓口、市の助成制度、また権利擁護支援事業などについての周知に取り組んでいます。

2. 市長申立の実施（福祉課、高齢者福祉課）

判断能力が十分でなく、制度の利用が必要で申立を行う親族がない場合などに、市長による後見等開始審判請求を行っています。

3. 制度利用費用助成（福祉課、高齢者福祉課）

申立費用や後見人等に対する報酬費用について、対象となる方に対し、要綱に基づき費用助成を行っています。

4. 法人後見（社会福祉協議会等）

制度利用の受け皿の拡充のため、後見人等を受任する法人後見事業を平成25年4月から実施しています。法人として後見業務にあたることで、長期間の業務の継続、信頼性の確保、福祉的ニーズの高いケースへの対応が可能となっています。

5. 権利擁護支援事業（社会福祉協議会）

病気や障がいにより判断能力が不十分な方や、身寄りのないなどの理由で金銭管理やサービス利用手続が困難で、成年後見制度を利用していない方を支援します。必要に応じて、市と連携し法定後見制度の利用につなげます。

(3) 権利擁護センターの利用状況

1. 成年後見制度に関する相談件数（新規受付）及び法人後見受任件数

富良野市権利擁護センター（委託先：富良野市社会福祉協議会）における成年後見制度の相談件数（新規受付）及び法人後見の受任件数は、以下のとおりです。権利擁護センターの相談件数（新規受付）は、減少傾向ですが、法人後見の受任件数は、年々増加しています。

■成年後見制度に関する相談件数（新規受付）の推移■

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数 (新規受付)	71	62	53	46	41	24

資料：富良野市権利擁護センター

(注) 令和7年度は9月末時点の件数

■法人後見受任件数の推移■

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人後見	13	16	16	20	20	19

資料：富良野市権利擁護センター

(注) 令和7年度は9月末時点の件数

(4) 成年後見制度における課題

認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、社会における大きな課題となっています。成年後見制度は地域共生社会の実現に欠かせないものですが、これらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、周知や利用は十分とはいえない状況です。

市民アンケート調査においても、30代以下の年代では「存在することを知らなかった」との回答が2割以上を占めており、さらなる制度の周知とその適正な利用の普及促進が必要です。

高齢化や核家族化の進行に伴い、身近に頼れる人がいない高齢者等の増加が見込まれます。判断能力が不十分で、自ら必要なことを主張し、選択や決定をすることが難しい状態になっても、地域社会に参画し、尊厳を持ってその人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の適切な利用を含め、地域の権利擁護支援の在り方を総合的に検討し、必要な支援につなげる仕組みづくりが求められています。

第3節 基本理念と基本的な考え方

(1) 基本理念

第二期基本計画のサブタイトルは、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」とされました。本市では、基本理念を「誰もが尊厳を保ち、住み慣れた富良野で、いつまでも暮らせる地域づくり」とします。

(2) 基本方針

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重といった理念と、本人保護の理念との調和を図る観点から、精神上的の障がいにより判断能力が不十分で、契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、後見人等がその判断能力を補うことにより、生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するということを制度趣旨としています。これらの理念を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されました。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用者数は少なく、制度のメリットを十分に実感できていないケースが多いと考えられます。以上のことから、今後の成年後見制度の利用促進にあたっては、「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきと考えます。

国においても、こうした課題を踏まえ、成年後見制度の見直しを進めています。見直しの主な方向性としては、

- ・本人の意思をより尊重する仕組みの強化(例：必要なときだけ後見をつけ、不要になれば解任できる柔軟な仕組みの導入)
- ・財産管理偏重から生活支援重視への転換
- ・後見人の選任・監督体制の改善

などがあげられます。富良野市としても、国の動向を注視し、対応していくことが必要です。

さらに、従来の成年後見制度は財産の保全を重視するあまり、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に活用するという視点に欠けるなど、硬直性が指摘されてきました。この点を踏まえ「身上保護の重視」の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が求められます。

今後、成年後見制度の利用促進を図るためには、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった場面ごとに課題を整理し、体制を整備・強化していくことが求められます。加えて、本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加を支援するため、成年後見制度以外の権利擁護支援策や生活支援等のサービスを充実させ、身寄りのない方を含めて地域で安心して暮らすことができるよう、取り組みを進めていく必要があります。

国の基本的な考え方を踏まえ、第4次富良野市地域福祉計画の基本理念「つながり 支え合い 共に生きるまち ふらの」の実現に向け、制度の利用が必要な人の発見と継続的な支援、正しい成年後見制度の周知と理解を促進する施策を総合的に推進していきます。

第4節 具体的な施策・事業

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための仕組みづくりが必要です。

既存の支援会議等を活用し、法律・福祉の専門団体をはじめ、関係機関が必要な支援を適切に行えるよう、連携体制の強化を図ります。そのため、地域連携ネットワークにおける個別の協力活動に加え、困難事例に対応するためのケース会議を開催し、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりを推進します。

1. 中核機関

この基本計画において、富良野市権利擁護センターを地域連携ネットワークに必要な関係する団体等とのコーディネートを行う中核機関に位置づけます。

2. 地域連携ネットワーク及び中核機関の役割

これらの機関は以下の5つの役割を担います。

□地域連携ネットワーク及び中核機関の役割□

役割	詳細
広 報	成年後見制度や権利擁護事業の普及・啓発を行います。制度の周知を図ることで、適時・適切な支援につながることを期待できます。
相 談	専門職団体や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、医療・介護関係者、障がい者相談支援事業所と連携し、制度に関する相談体制を整え、相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。
利用促進	後見人の受任調整、法人後見の推進など、専門職や社会福祉法人等と連携し地域の受任体制を整備します。

役割	詳細
後見人等支援	後見人等からの相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催などを行います。
不正防止	後見人等に対する相談・支援体制を整えることで、後見人等の孤立や不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。
権利擁護支援にかかるガイドラインの調査研究	身寄りのない方の「つながりづくり」や「備え」を支援するため、必要な情報を整理し、本人・地域住民・事業者・行政が役割分担して対応できる仕組みの構築に向け、調査研究を進めます。

□（参考）権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能□

～本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能～

	「支援」機能	「運用・監督」機能
権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	権利擁護の相談支援機能	制度利用の案内機能
成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）	権利擁護支援チームの形成支援機能	適切な選任形態の判断機能
成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）	権利擁護支援チームの自立支援機能	適切な後見事務の確保機能

～地域連携ネットワークの機能を強化するための視点・取組～

	地域連携ネットワークの機能を強化するための視点・取組		
	ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍	ウ 機能強化のためのしくみづくり
<p>【場面】 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）</p> <p>【機能】 権利擁護の相談支援機能／制度利用の案内機能</p>	<p>a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む）</p> <p>b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）</p>	<p>a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化</p> <p>b 中核機関と各相談支援機関との連携強化</p>	<p>a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり</p> <p>b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり</p> <p>c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築</p>
<p>【場面】 成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）</p> <p>【機能】 権利擁護支援チームの形成支援機能／適切な選任形態の判断機能</p>	<p>a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透</p>	<p>a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成</p> <p>b 専門職団体による専門職後見人の育成</p>	<p>a 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり</p> <p>b 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築</p>
<p>【場面】 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）</p> <p>【機能】 権利擁護支援チームの自立支援機能／適切な後見事務の確保機能</p>	<p>a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透</p>	<p>a 地域の担い手の活躍支援</p> <p>b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化</p>	<p>a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築</p> <p>b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築</p>

資料：（国）第二期成年後見制度利用促進計画

(2) 富良野市権利擁護センターの機能強化

権利擁護に関する相談・対応、成年後見制度の周知・啓発、申立にかかる
手続支援、親族後見人に対する相談支援を推進するとともに、地域連携ネッ
トワークの中核機関として関係団体等のコーディネーターの役割を担うなど、
成年後見制度に関する窓口としての機能強化を図ります。

(3) 成年後見制度の利用支援

1. 市長申立

判断能力が十分でない方が、後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、
本人や親族等が共に申立を行うことが難しい場合、調査の上、市長が家庭裁
判所に成年後見人等の選任の申立を行います。

2. 費用助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、申立費
用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

第5節 計画の評価と進行管理

(1) 計画の推進体制

本計画は、富良野市が主体となり、富良野市社会福祉協議会や後見実施機
関等の関係各機関と連携して推進します。

(2) 計画の点検と評価

本計画の推進状況については、地域における制度利用の状況や取り組みの進捗状況を踏まえ、進捗状況を関連各課等で点検し、課題の整理や改善への取り組みを行います。その結果をもとに、PDCAサイクル¹²でより効率的、かつ効果的な施策の推進を目指していきます。

□PDCA サイクル□



¹² Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価・点検)、Action (改善) の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質向上を図る考え方のこと。

資料編

富良野市地域福祉計画策定委員会名簿

任期：令和6年8月1日～令和8年7月31日

策定の経緯

富良野市地域福祉計画策定委員会

年 月 日	概 要
令和6年9月6日	第1回富良野市地域福祉計画策定委員会
令和7年2月17日	第2回富良野市地域福祉計画策定委員会
令和7年8月8日	第3回富良野市地域福祉計画策定委員会
令和7年11月13日	第4回富良野市地域福祉計画策定委員会

富良野市地域福祉計画パブリックコメント

実 施 期 間
令和8年2月2日～令和8年2月21日

第4期
富良野市地域福祉計画

発行 令和8年3月

富良野市 福祉課

富良野市

電話：0167-39-2211

FAX：0167-39-2222

E-MAIL：fukushika@city.furano.hokkaido.jp